資料５－５

多重債務問題に係る地方自治体における取組に関する調査

個別市町村ごとの回答一覧

平成１９年３月２６日

金融庁・総務省

北海道

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ②[1] | Q6 ③[1] | Q6 ④[1] | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

| | | |

青森県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

岩手県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

宮城県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

秋田県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)① | Q12 (2)② | Q12 (3) | Q12 (4)① | Q12 (4)② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

福島県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

茨城県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ②-1 | Q6 ③-1 | Q6 ④-1 | Q7 ①-1 | Q7 ②-1 | Q7 ③-1 | Q7 ④-1 | Q7 ⑤-1 | Q7 ⑥-1 | Q7 ⑦-1 | Q7 ⑧-1 | Q7 ⑨-1 | Q7 ⑩-1 | Q7 ⑪-1 | Q7 ⑫-1 | Q7 ⑬-1 | Q7 ⑭-1 | Q7 ⑮-1 | Q7 ⑯-1 | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)-1 | Q12 (2)-2 | Q12 (3) | Q12 (4)-1 | Q12 (4)-2 | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ①-1 | Q15 ②-1 | Q15 ③-1 | Q15 具体的コメント | Q17 ①-1 | Q17 ②-1 | Q17 ③-1 | Q17 ④-1 | Q17 ⑤-1 | Q17 ⑥-1 | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

栃木県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

群馬県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

埼玉県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)① | Q12 (2)② | Q12 (3) | Q12 (4)① | Q12 (4)② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

千葉県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ | Q1 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ②-1 | Q6 ③-1 | Q6 ④-1 | Q7 ①-1 | Q7 ②-1 | Q7 ③-1 | Q7 ④-1 | Q7 ⑤-1 | Q7 ⑥-1 | Q7 ⑦-1 | Q7 ⑧-1 | Q7 ⑨-1 | Q7 ⑩-1 | Q7 ⑪-1 | Q7 ⑫-1 | Q7 ⑬-1 | Q7 ⑭-1 | Q7 ⑮-1 | Q7 ⑮-2 | Q8 ①-1 | Q8 ②-1 | Q8 ③-1 | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ①-1 | Q9 ②-1 | Q9 ③-1 | Q9 ④-1 | Q9 ⑤-1 | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1)-① | Q12 (2)-① | Q12 (2)-② | Q12 (3) | Q12 (4)-① | Q12 (4)-② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③-1 | Q14 ④-1 | Q15 ①-1 | Q15 ②-1 | Q15 ③-1 | Q15 具体的コメント | Q17 ①-1 | Q17 ②-1 | Q17 ③-1 | Q17 ④-1 | Q17 ⑤-1 | Q17 ⑥-1 | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

東京都

団体名	Q1 ①-1	Q1 ①-2	Q1 ①-3	Q1 ②-1	Q1 ②-2	Q1 ③	Q1 ④	Q1 ⑤	Q1 具体的コメント	Q1 ⑥	Q2	Q3 ①	Q3 ②	Q3 ③	Q3 ④	Q3 ⑤	Q3 具体的コメント	Q4	Q5	Q6 ①	Q6 ②	Q6 ③	Q6 ④
千代田区	○												○					70	6%	7		5	
中央区	○												○					80	4%	1	3		3
港区	○				○	○		○	自分で自己破産したい人の為の書類作成等の手伝い		はい	○						76	3%		5		5
新宿区	○				○							○						160	5%		5		5
文京区	○				○							○						100	4-5%		5		5
台東区	○				○	○					はい	○						76	5.06%		4		4
墨田区	○				○	○						○						140	1割弱		4		4
江東区	○										はい	○						200	7		5		5
品川区	○			○		○						○						150	0.6割	1	5		5
目黒区	○			○		○	○				はい	○						90	0.4割	2	6		6
大田区	○				○							○						374	0.06	11		7	
世田谷区	○			○								○				○	各総合支所地域振興課における区民相談・弁護士相談の設置。福祉所管（生活保護等）での相談受付け	合計約850	0.2割		9		9
渋谷区	○											○						100	5%	9	6		6
中野区	○			○								○						130	5%	3	5		5
杉並区	○			○				○	解決方法に関する情報提供をする。			○				○	区政相談窓口で対応している（法律相談）	100	2%	1	7	1	6
豊島区		○			○	○					はい	○						112	0.4割		5		5
北区	○			○								○						130	4.8%	4	5		5
荒川区	○				○	○							○					106	7.64%	1	3		2
板橋区	○															○	消費者センター及び広聴広報課区民相談室（法律相談）で対応している	170	0.38		6		6
練馬区	○											○						200	3.6%		7		
足立区	○	○		○	○	○					はい	○						428	7.4%		7		7
葛飾区	○			○		○		○	悪質なものは警察に連絡									240	0.6割				6
江戸川区	○			○		○						○						320	8%		8		8
八王子市	○			○			○					○				○	市民相談担当（暮らしの安全安心課）による対応。（無料法律相談を紹介）なお、Q4の相談件数には、含まれず。	200	4.4%		8		7
立川市	○				○								○					221(77)	8%		4		
武蔵野市	○											○						60	3.8%		4		
三鷹市	○			○		○	○					○					相談・情報センター	56	3.5%				3
青梅市	○			○									○					90	0.75				3
府中市	○												○					不明	0.2				5
昭島市	○												○					64	7%	1	3 ※2		3
調布市	○			○		○							○					120	7		5		5
町田市	○			○		○					はい	○						400	1割		5		5
小金井市	○					○		○	相談に行く際、持って行く書類等を助言する。		はい		○							2	3		3
小平市	○				○	○												35	0.4		3		3
日野市	○					○										○		不明		2			5
東村山市	○			○		○					はい		○					102	1		3		3
国分寺市	○	○		○									○				秘書広報課＝法律相談	32	5%		2		2
国立市	○			○		○							○					37	11.3%		3		
福生市	○			○		○							○					50	20%		2		2
狛江市	○			○		○							○								5		5
東大和市	○					○										○		20	約8%		1		1
清瀬市		○			○	○					はい	○						100	10%		2		
東久留米市	○			○		○							○					73	1割		3		3
武蔵村山市	○												○			○	法律相談を紹介	不明	不明		1		
多摩市	○								市民相談室・消費者相談室							○		50	2～3%				5
稲城市	○			○								○						20	5%	2			

団体名	Q7 ①	Q7 ②	Q7 ③	Q7 ④	Q7 ⑤	Q7 ⑥	Q7 ⑦	Q7 ⑧	Q7 ⑨	Q7 ⑩	Q7 ⑪	Q7 ⑫	Q7 ⑬	Q7 ⑭	Q7 ⑮	Q7 ⑯	Q8 ①	Q8 ②	Q8 ③	Q8 ④	Q8 具体的コメント
千代田区	1						1				1		1	3						○	
中央区					1									3		3				○	
港区													1			4		○			
新宿区														5		5				○	
文京区		1		1						2		2		2		2		○			
台東区				1									1			2	○				
墨田区		1		1										3		3		○			
江東区													2			3				○	
品川区					1									5		5		○			
目黒区	1				1	2		2		2		2	2	2		2		○			
大田区	2				1		5		1		1				1			○			
世田谷区		3		3		2		2						4		4		○			
渋谷区	4				2	1		1	2	1		1	1	5		5		○			
中野区					2			2	1							3				○	
杉並区	1	2	1	2		2		1		2		2		1		1	○	○			
豊島区						3		3						2		2				○	
北区					1	3		3	1				2	2		2		○			
荒川区					1	1		1								1		○			
板橋区										3		3		3		3	○				
練馬区														7				○			
足立区								1								6		○			
葛飾区								2								4				○	
江戸川区								3								5		○			
八王子市		2		2		2		2						4		3		○			
立川市														1						○	
武蔵野市		1				1				1				1						○	
三鷹市								1								1				○	
青梅市																3				○	
府中市																4	○				
昭島市													1			3				○	
調布市	1			1						1		1		3		3				○	
町田市														5		5			○		生活援護課では、直接弁護士相談を受けるよう案内する。
小金井市																3				○	
小平市	1				1				1							3				○	
日野市	1				1							2				3		○			
東村山市																3	○				
国分寺市								1				1						○			
国立市						2								1			○				
福生市																2	○				
狛江市						2		2						3		3		○			
東大和市				1													○				
清瀬市														2						○	
東久留米市																3				○	
武蔵村山市														1					○		最初に対応した課が、市民相談担当に連絡をしたり、消費生活相談や法律相談を案内する。
多摩市				1				1				3								○	
稲城市					1								1					○			

団体名	Q9 ①	Q9 ②	Q9 ③	Q9 ④	Q9 ⑤	Q9 具体的コメント	Q10	Q11	Q12 (1)	Q12 (2)①	Q12 (2)②	Q12 (3)	Q12 (4)①	Q12 (4)②	Q13	Q14 ①-1	Q14 ①-2	Q14 ①-3	Q14 ②-1	Q14 ②-2	Q14 ③	Q14 ④
千代田区							はい	はい	5	○		2	○		はい	○			○			
中央区							はい※1	はい	6		○					○						
港区	○							はい	10		○	1	○		はい		○			○	○	
新宿区															はい		○		○			
文京区	○							はい	10		○	25	○			○						
台東区	○							はい	7		○	1		○	はい	○				○	○	
墨田区	○							はい	5	○		2	○		はい		○			○	○	○
江東区							はい※1								はい	○				○		
品川区	○															○			○		○	
目黒区	○							はい	5		○	3	○		はい	○				○	○	○
大田区	○						はい	はい	3		○	1		○	はい	○				○		
世田谷区	○	○	○		○	弁護士相談の担当所管	はい	はい	6		○				はい	○			○			
渋谷区	○														はい	○						
中野区															はい	○			○			
杉並区	○						はい	はい	50		○	15	○		はい	○				○		
豊島区	○						はい								はい		○			○	○	
北区	○							はい	1		○				はい		○					
荒川区	○							はい	1		○				はい	○				○	○	
板橋区	○							はい	1		○				はい	○						
練馬区	○							はい	10	○		4	○		はい	○						
足立区	○							はい	2	○		2	○		はい	○	○		○	○	○	
葛飾区															はい		○		○		○	
江戸川区					○			はい	1～2		○				はい	○			○			
八王子市	○							はい	6	○	○	2	○		はい	○			○		○	○
立川市	○				○	特になし									はい	○				○		
武蔵野市	○				○	連携はしていないが、弁護士による無料法律相談を「市民活動センター」という部署で実施している。										○						
三鷹市	○										○	9			はい	○			○			○
青梅市	○															○			○			
府中市	○						はい								はい	○			○		○	
昭島市	○														はい	○						
調布市	○						はい								はい	○			○		○	
町田市	○						はい	はい	1	○					はい	○			○		○	
小金井市	○							はい	4	○	○				はい	○					○	
小平市	○														はい	○				○	○	
日野市	○						はい	はい	10		○					○					○	
東村山市	○		○						18					○	はい	○			○		○	
国分寺市	○															○	○		○			
国立市					○	市民相談担当部局		はい	3		○				はい	○			○		○	
福生市	○						はい								はい	○			○		○	
狛江市			○													○			○		○	○
東大和市	○				○	秘書広報課　市民相談担当									はい		○			○	○	
清瀬市							はい								はい		○			○	○	
東久留米市							はい								はい	○	○			○		
武蔵村山市					○	上記と同様		はい	2		○					○					○	○
多摩市	○														はい	○			○			
稲城市	○				○	市民相談担当（消費生活担当部署と兼務）		はい	12		○				はい	○				○	○	○

団体名	Q15 ①	Q15 ②	Q15 ③	Q15 具体的コメント	Q17 ①	Q17 ②	Q17 ③	Q17 ④	Q17 ⑤	Q17 ⑥	Q17 具体的コメント
千代田区	○	○			○	○	○		○		
中央区					○	○	○		○		
港区	○										現段階では判断できません
新宿区	○	○			○		○				
文京区		○			○		○				
台東区	○	○								○	多重債務問題に関する相談は通常の相談業務の中で行っているが、必要となる経費等については国及び都道府県の対応も必要と考える。
墨田区	○	○							○		
江東区	○	○			○		○				
品川区			○	地方自治体が果たすべき行政範囲を超えているから	○	○	○				
目黒区	○	○							○		
大田区	○	○				○					
世田谷区	○	○					○				
渋谷区	○	○				○	○	○	○		
中野区	○	○							○		
杉並区	○		○	解決方法に関する情報提供を行うが、最終的な解決には専門家（弁護士など）の支援が必要となることもあるので、専門相談を紹介する。						○	本区においては、他機関の紹介や詳細な内容の聴取を行うなどの相談機能を持ち、現状でも一定の役割を果たしているが、具体的な解決に関しては、弁護士等の高度の専門性を必要とするため、役割分担を明確化し、国または都道府県単位で対応すべきと考える。
豊島区	○								○		
北区						○	○				
荒川区	○					○					
板橋区	○	○					○				
練馬区										○	経費の内容が不明なので、回答できない。
足立区	○	○			○	○	○				
葛飾区	○	○					○				
江戸川区										○	多重債務に至った過程が個々に違っていることと思われ、一概にどこが対応すべきと言えない
八王子市	○	○			○	○	○				
立川市	○		○	こわい	○		○				
武蔵野市	○	○							○	○	多重債務に特化した対応は各自治体ではないと思う。
三鷹市					○	○	○		○		
青梅市	○	○							○		
府中市							○		○	○	
昭島市	○				○	○	○				
調布市			○	相談者が主体的に法律やカウンセリングの専門家に相談することが問題解決になる。			○		○		
町田市	○						○				
小金井市	○	○					○				
小平市							○				
日野市									○		
東村山市	○		○	多重債務の相談窓口として受け皿となる専門機関があり、当市の現況の取組方法でも解決に至ると思われる。		○	○				
国分寺市					○		○				
国立市	○					○					
福生市	○						○				
狛江市	○	○			○	○	○				
東大和市	○	○	○	クレジットカウンセリング協会を紹介することも多いが、以前各センターでは聴取はあまりせず、そのまま回して欲しいと言われたことがある。			○				
清瀬市	○								○	○	
東久留米市	○	○			○	○	○				
武蔵村山市	○	○			○		○				
多摩市			○	多重債務問題相談については法的権限を持つ機関が対処することが適切であるため、専門家に一任する。					○		
稲城市	○	○			○	○	○				

| | | |

神奈川県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

新潟県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ③ 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

富山県

| 団体名 | Q1 ①-1 | ①-2 | ①-3 | ②-1 | ②-2 | ③ | ④ | ⑤ | 具体的コメント | ⑥ | Q2 | Q3 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | ② | ③ | ④ | Q7 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | Q8 ① | ② | ③ | 具体的コメント | ④ | Q9 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | (2) ① | (2) ② | (3) | (4) ① | (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | ①-2 | ①-3 | ②-1 | ②-2 | ③ | ④ | Q15 ① | ② | ③ | 具体的コメント | Q17 ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | 具体的コメント |
|---|---|---

福井県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

長野県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)① | Q12 (2)② | Q12 (3) | Q12 (4)① | Q12 (4)② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

岐阜県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

静岡県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑮ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

愛知県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

三重県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

滋賀県

団体名	Q1 ①-1	Q1 ①-2	Q1 ①-3	Q1 ②-1	Q1 ②-2	Q1 ③	Q1 ④	Q1 ⑤	Q1 ⑥ 具体的コメント	Q2	Q3 ①	Q3 ②	Q3 ③	Q3 ④	Q3 ⑤ 具体的コメント	Q4	Q5	Q6 ①	Q6 ②	Q6 ③	Q6 ④
大津市	○										○			○	市民相談の中で多重債務相談を実施している	94	約5%		4		4
彦根市	○				○	○				はい		○				50	18%	1			1
長浜市		○		○		○						○				90	16割		1		1
近江八幡市	○			○		○		○	生活保護の申請手続の援助、成年後見等所管課との連携、低利公的融資の紹介、警察と連携し違法行為への対応、過払返還請求等のケースは弁護士・司法書士へ直接連絡し依頼	はい		○				60～70	1割		1		1
草津市	○													○	主に市民相談員が対応している。	約80	10～15%		2		2
守山市			○ 強く		○	○	○	○	社会福祉課、自立支援課、等相談者の能力、状況に応じて複数の課と連携をとる。	はい		○				72	15%		1		1
栗東市	○				○	○	○			はい						47	1割		1		1
甲賀市	○			○		○						○				10	2%	1	1		1
野洲市						○						○				130	0.16	2	1		1
湖南市		○		○		○						○				46	14%		1		1
高島市		○			○							○				20～30件	1割程度				1
東近江市	○				○	○	○			はい	○					85	1.3割				1
米原市	○			○		○				はい		○				4	2.3		1		1
安土町		○		○								○				特になし	0	1			
日野町	○											○				不明	不明	4			
竜王町	○													○	消費者相談の担当は生活安全課であるが、相談員としての人員配置がないため、県や消費生活センターを紹介している。	不明	不明				
愛荘町	○												○			不明	不明	1			
豊郷町	○			○										○	消費者問題を所掌する課において、対応している。	不明	ほとんどなし	1		1	
甲良町		○												○	福祉課で対応している。	0	0				
多賀町	○			○									○			不明	不明				
虎姫町		○		○									○			0	0	1			
湖北町	○													○		不明	不明				
高月町	○												○			0	0	2			
木之本町	○									○				○	まちづくり課が担当しているが、専任職員がいない為、県消費生活センターでの対応を依頼している。	不明		1			
余呉町	○												○			0	0	1			
西浅井町	○												○			不明	不明	1			

団体名	Q7 ①	Q7 ②	Q7 ③	Q7 ④	Q7 ⑤	Q7 ⑥	Q7 ⑦	Q7 ⑧	Q7 ⑨	Q7 ⑩	Q7 ⑪	Q7 ⑫	Q7 ⑬	Q7 ⑭	Q7 ⑮	Q7 ⑯	Q8 ①	Q8 ②	Q8 ③	Q8 ④ 具体的コメント
大津市								1								3		○		
彦根市	1															1	○	○		
長浜市																1	○	○		
近江八幡市														1		1	○			
草津市				2																
守山市														1		1	○			
栗東市														1		1			○	多重債務のことで相談に来られた方に、生活保護関係の窓口を紹介することはある。
甲賀市					1											1	○			
野洲市	2															1	○			
湖南市								1												
高島市								1										○		
東近江市													1				○			
米原市	1												1							
安土町	1																	○		
日野町					4															
竜王町																				
愛荘町	1																			
豊郷町	1																	○		
甲良町																				
多賀町																				
虎姫町					1												○		
湖北町																				
高月町	1				1															
木之本町	1																			
余呉町	1																			
西浅井町					1															

団体名	Q9 ①	Q9 ②	Q9 ③	Q9 ④	Q9 ⑤ 具体的コメント	Q10	Q11	Q12 (1)	Q12 (2) ①	Q12 (2) ②	Q12 (3)	Q12 (4) ①	Q12 (4) ②	Q13	Q14 ①-1	Q14 ①-2	Q14 ①-3	Q14 ②-1	Q14 ②-2	Q14 ③	Q14 ④
大津市	○		○				はい	25		○	6		○	はい	○						
彦根市	○					はい								はい	○				○	○	
長浜市	○	○	○	○			はい	8		○						○			○		
近江八幡市	○	○	○			はい								はい	○				○	○	
草津市	○		○					10	○					はい							
守山市	○					はい ※2								はい			○		○	○	○
栗東市	○													はい	○				○		○
甲賀市	○					はい								はい						○	
野洲市	○	○	○	○	少しでも関連ある場合は全て連携する		はい	12	○					はい						○	
湖南市	○		○				はい	11	○					はい		○		○		○	
高島市					○ 事案により該当する部局と連絡をとっている									はい		○			○		
東近江市	○						はい	3	○					はい	○				○	○	○
米原市							はい	1	○		1	○		はい	○			○		○	○
安土町	○													はい	○						
日野町															○						
竜王町															○						
愛荘町															○						
豊郷町	○														○						
甲良町																○					
多賀町					○ 連携していない											○		○			
虎姫町	○													はい		○		○			
湖北町	○	○		○											○						
高月町	○				○ 事例なし										○						
木之本町	○				○ 多重債務問題について担当課はまちづくり課であるが、今のところ相談事例がない。発生すれば他課との調製は必要と思われる。									はい	○						
余呉町	○														○						
西浅井町															○						

団体名	Q15 ①	Q15 ②	Q15 ③ 具体的コメント	Q17 ①	Q17 ②	Q17 ③	Q17 ④	Q17 ⑤	Q17 ⑥ 具体的コメント
大津市	○							○	○ 基本的には上記③であると考えるが、各自治体(県も含み)間で対応に格差が生じることが考えられるため、対応の平準化を図る意味での法的整備、体制整備・運用に係る経費等(人的経費を含む)は、国等で実施及び負担すべきであると考える。しかし、各地域や自治体間で相談件数や状況等が異なるため、地域での特化したケースに対処するものについては、各自治体で負担すべきであると考える。
彦根市	○	○		○		○			
長浜市						○			
近江八幡市	○					○			
草津市					○	○			
守山市				○					
栗東市		○				○			
甲賀市						○			
野洲市			○ 相談員の業務が多すぎて家計管理まではフォロー困難					○	
湖南市	○			○		○			
高島市		○				○			
東近江市						○			
米原市								○	
安土町	○				○	○			
日野町	○					○		○	
竜王町	○				○	○			
愛荘町								○	
豊郷町	○					○			
甲良町	○			○	○				
多賀町	○	○							○ 行政全般(国、県、市町村)
虎姫町	○	○		○	○				
湖北町	○	○		○	○				
高月町		○			○	○			
木之本町		○			○				
余呉町	○	○		○	○				
西浅井町	○	○							

※1 ①についてはケースバイケースで相談者の状況により①-1、2、3の対応をしており、どれか1つを選択することは難しい。あえて1つに絞るなら3の場合もある。②についても同様。

※2 相談者、当事者のどちらかが市民であれば受け付ける。

京都府

団体名	Q1 ①-1	Q1 ①-2	Q1 ①-3	Q1 ②-1	Q1 ②-2	Q1 ③	Q1 ④	Q1 ⑤	Q1 具体的コメント	Q1 ⑥	Q2	Q3 ①	Q3 ②	Q3 ③	Q3 ④	Q3 ⑤	Q3 具体的コメント	Q4	Q5
京都市	○			○		○					はい					○	市民一般相談として対応している	700	
福知山市	○															○	消費者問題の相談窓口は常設しているが、一般の住民相談窓口で対応している。	55	1割
舞鶴市	○										はい		○					100	1
綾部市	○							○	市民相談(無料)を紹介する。				○					不明	
宇治市	○				○								○					130	7%
宮津市		○														○	人権啓発係(法律相談)、福祉(保護係)	0	
亀岡市	○			○		○										○	一般の住民相談窓口と消費生活センターと兼務	約100件	約35%
城陽市	○			○		○					はい	○						50～60	1割弱
向日市	○							○	時間があれば消費生活相談に来てもらい、内容を整理した後、弁護士相談に行ってもらっている。					○				25	0.08
長岡京市	○			○										○				6	1割弱
八幡市	○				○	○					はい	○						90	1割
京田辺市		○		○		○					はい				○			不明	1割以下
京丹後市	○			○						○					○				
南丹市	○													○				不明	
大山崎町	○			○										○				5	1割
久御山町	○			○										○				5～6	0.5～1割
井手町	○	○												○				不明	0
宇治田原町										○						○		不明	
山城町 ※2																		0	
木津町	○													○				0	
加茂町	○													○				0	
笠置町	○															○		0	0
和束町								○	現在　相談はないが、相談を受けた場合①－1に相談する							○	消費生活担当課の農村振興課	0	0
精華町	○			○												○	週に1回消費生活相談員による相談窓口を設置している	2.3件	2～3%
南山城村	○													○				0	0
京丹波町	○														○			1	1
伊根町		○											○					0	0
与謝野町	○			○												○	②、③も対応している。	不明	

団体名	Q6 ①	Q6 ②-1	Q6 ③-1	Q6 ④-1	Q7 ①-1	Q7 ②-1	Q7 ③-1	Q7 ④-1	Q7 ⑤-1	Q7 ⑥-1	Q7 ⑦-1	Q7 ⑧-1	Q7 ⑨-1	Q7 ⑩-1	Q7 ⑪-1	Q7 ⑫-1	Q7 ⑬-1	Q7 ⑭-1	Q7 ⑮-1	Q7 ⑯-1	Q8 ①-1	Q8 ②-1	Q8 ③-1	Q8 ④	Q8 具体的コメント
京都市																							○		京都弁護士会作成の相談に関するリーフレットを各関係部局の窓口等に設置している
福知山市																					○				
舞鶴市	4								3								1				○				
綾部市	3								1			2												○	
宇治市		2		2																2				○	
宮津市	1																				○				
亀岡市	2	1							1			1						1				○			
城陽市		2		2												1				1	○				
向日市		2		2								1				1								○	
長岡京市	1								1															○	
八幡市		2																2				○			
京田辺市		2 第1		2 第1								1 第1								1 第1	○				
京丹後市	1								1													○			
南丹市																									
大山崎町	1																1				○				
久御山町	3				1				1				1									○			
井手町	1				1																				
宇治田原町																									
山城町 ※2																									
木津町	1				1																				
加茂町	1								1																
笠置町	1				1																				
和束町																									現在　相談はないため連携なし
精華町				1																1					
南山城村	1					1																			
京丹波町																						○			
伊根町	1								1																
与謝野町	3				2												1								

団体名	Q9 ①-1	Q9 ②-1	Q9 ③-1	Q9 ④-1	Q9 ⑤-1	Q9 具体的コメント	Q10	Q11	Q12 (1)	Q12 (2)①	Q12 (2)②	Q12 (3)	Q12 (4)①	Q12 (4)②	Q13	Q14 ①-1	Q14 ①-2	Q14 ①-3	Q14 ②-1	Q14 ②-2	Q14 ③-1	Q14 ③-2	Q15 ①-1	Q15 ②-1	Q15 ③-1	Q15 具体的コメント	Q17 ①-1	Q17 ②-1	Q17 ③-1	Q17 ④-1	Q17 ⑤-1	Q17 ⑥-1	Q17 具体的コメント
京都市					○	生活保護，DV対策，国民健康保険，納税担当課等にリーフレットを設置している	はい								はい	○			○		○	○	○								○	
福知山市	○						はい								はい	○			○			○	○				○		○				
舞鶴市	○		○												はい	○							○	○									
綾部市															はい	○								○					○				
宇治市															はい	○				○			○								○		
宮津市	○				○	府振興局の消費生活相談員、市役所人権啓発係(法律相談)												○															
亀岡市	○	○	○					はい	5		○				はい	○			○		○		○	○				○	○				
城陽市	○				○	社会福祉協議会、民生委員		はい	3		○				はい	○			○		○										○		
向日市	○				○	該当なし									はい	○							○	○	○			○					
長岡京市	○		○													○			○				○	○					○				
八幡市	○							はい	6		○	1			はい		○			○	○	○	○										
京田辺市	○																○			○	○		○	○			○		○				
京丹後市															はい	○			○												○		
南丹市																○			○				○	○				○	○				
大山崎町	○														はい	○	○						○								○		
久御山町	○				○		はい	はい	1		○					○			○				○				○	○	○				
井手町															はい	○	○						○	○					○				
宇治田原町																○							○	○			○	○	○				
山城町 ※2																																	
木津町																○							○	○			○	○	○				
加茂町					○	産業生活課										○													○				
笠置町																○							○	○				○	○				
和束町					○	債務者に関係する部局があれば連携を図る										○							○	○					○				
精華町	○						はい	はい	6		○							○					○	○			○	○	○				
南山城村																○							○	○				○					
京丹波町		○	○	○	○																		○					○	○				
伊根町	○																○												○				
与謝野町	○				○	住民相談担当部局(住民環境課)									はい	○				○			○	○					○				

※1　業務委託
※2　近々合併予定のため回答なし

大阪府

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)-① | Q12 (2)-② | Q12 (3) | Q12 (4)-① | Q12 (4)-② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ 具体的コメント |
|---|---|---

兵庫県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

奈良県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ③ 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

和歌山県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ②-1 | Q6 ②-2 | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ①-1 | Q7 ①-2 | Q7 ①-3 | Q7 ①-4 | Q7 ②-1 | Q7 ②-2 | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ①-1 | Q8 ①-2 | Q8 ①-3 | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ①-1 | Q9 ①-2 | Q9 ①-3 | Q9 ①-4 | Q9 ② | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)-① | Q12 (2)-② | Q12 (3) | Q12 (4)-① | Q12 (4)-② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ①-1 | Q15 ①-2 | Q15 ②-1 | Q15 ②-2 | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ①-1 | Q17 ①-2 | Q17 ①-3 | Q17 ①-4 | Q17 ②-1 | Q17 ②-2 | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

島根県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

広島県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ | Q1 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q15 ①-1 | Q15 ①-2 | Q15 ①-3 | Q15 ②-1 | Q15 ②-2 | Q15 ③ | Q15 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

山口県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

香川県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

高知県

団体名	Q1 ①-1	Q1 ①-2	Q1 ①-3	Q1 ②-1	Q1 ②-2	Q1 ③	Q1 ④	Q1 ⑤	Q1 ⑥ 具体的コメント	Q2	Q3 ①	Q3 ②	Q3 ③	Q3 ④	Q3 ⑤	Q3 具体的コメント	Q4	Q5	Q6 ①	Q6 ②	Q6 ③	Q6 ④
高知市	○			○		○		○	債務整理手続きの具体的準備作業のアドバイス(資料収集、特定調停、自己破産申請書類作成援助) 生活再建のための公的援助制度の紹介(生活保護、生活福祉資金)	はい		○					1110	38%		4		4
室戸市	○				○								○						1		1	1
安芸市	○											○					2	1割未満	4			
南国市															○	商工水産課商工観光係	0	0	1			
土佐市		○		○								○					0	0	3			
須崎市	○											○					0	0	4			
宿毛市	○											○					0		2			
土佐清水市	○	○			○							○					2	1割	3			
四万十市	○				○							○					2	1割	1			
香南市	○												○				0		1			
香美市	○	○		○								○					不明	ほぼ0	4			
東洋町		○											○				0	－	1			
奈半利町	○												○				不明		1			
田野町										○			○				0	0	1			
安田町												○							1			
北川村				○								○					2	0	1			
馬路村	○												○				0		3			
芸西村	○	○	○		○	○	○			はい			○				2	6割	2			
本山町		○		○								○							1			
大豊町	○			○											○	住民課保険窓口班の消費者相談担当が対応している。	0	0	1			
土佐町												○					0	0%	1			
大川村													○				0	0	1			
春野町	○												○				0	0	2			
いの町		○			○							○					1	1割	3			
仁淀川町	○													○			不明	不明				
中土佐町	○	○										○					0	0	1			
佐川町																						
越知町		○													○	消費生活センターは設置していないが、相談があれば産業建設課で対応する	0	0	2			
梼原町										○				○			0	0	2			
日高村		○										○					0		1			
津野町	○												○				0	0	2			
四万十町	○												○				不明	ほとんど無い	2			
大月町	○					○							○				不明	1割	2			
三原村	○											○					0	0	2			
黒潮町	○											○					0		2	1		

団体名	Q7 ①	Q7 ②	Q7 ③	Q7 ④	Q7 ⑤	Q7 ⑥	Q7 ⑦	Q7 ⑧	Q7 ⑨	Q7 ⑩	Q7 ⑪	Q7 ⑫	Q7 ⑬	Q7 ⑭	Q7 ⑮	Q7 ⑯	Q8 ①	Q8 ②	Q8 ③	Q8 ④ 具体的コメント	Q9 ①	Q9 ②	Q9 ③	Q9 ④	Q9 ⑤	Q9 具体的コメント	Q10	Q11	Q12 (1)	Q12 (2) ①	Q12 (2) ②	Q12 (3)	Q12 (4) ①	Q12 (4) ②	Q13	Q14 ①-1	Q14 ①-2	Q14 ①-3	Q14 ②-1	Q14 ②-2	Q14 ③	Q14 ④	Q15 ①	Q15 ②	Q15 ③	Q15 具体的コメント	Q17 ①	Q17 ②	Q17 ③	Q17 ④	Q17 ⑤	Q17 ⑥	Q17 具体的コメント
高知市								1					1			2	○				○						はい	1		○	1		○	はい	○			○		○		○						○					
室戸市	1																				○														○				○		○						○	○	○		○		
安芸市	2	2																○				○	○												はい	○			○					○							○		
南国市					1																○														はい		○		○				○	○			○	○					
土佐市	1				1			1													○					本年度はこの種の相談が無いが、当然の事ながら相談の内容等により、関係部署との連携は図るものである。									はい		○		○				○	○								○				
須崎市							3		1												○														はい	○							○	○									○
宿毛市					2																○														はい	○							○	○							○		
土佐清水市	1				2												○					○	○	○			はい								はい	○	○			○			○	○			○	○	○				
四万十市														1							○						はい								はい	○				○				○					○				
香南市									1												○															○							○	○			○	○	○				
香美市	4																				○														はい	○			○				○	○					○				
東洋町					1																○				○	消費者行政担当部局									はい	○							○	○			○	○				
奈半利町	1																○					○														○							○					○		○			
田野町									1												○				○	特になし									はい			○	○				○								○		
安田町					1																	○	○												はい	○							○	○			○					
北川村					1																○	○															○		○								○					
馬路村					3												○					○													はい	○							○	○			○					
芸西村	2																○					○	○													○							○								○		
本山町	1																				○				○	多重債務ということではなく、消費者行政全般で、健康福祉課(保健師、地域包括センター、社会福祉協議会、民生委員等)と情報交換している。												○			○													
大豊町	1																○					○		○			はい									○			○					○				○	○				
土佐町					1												○								○	社会福祉協議会										○			○				○	○				○					
大川村					1																○	○	○	○	○											○													○					
春野町					1				1												○															○							○	○									
いの町																					○															○							○	○			○	○					
仁淀川町																		○																		○												○					
中土佐町														1							○																○						○	○				○					
佐川町																																				○											○					
越知町					1																○														はい		○					○					○						
梼原町					2																○	○															○		○		○	○											
日高村									1								○					○															○		○				○	○								○	
津野町					2												○					○														○							○	○			○	○	○				
四万十町	1								1												○					現在のところ多重債務に関する相談は無いため、相談業務担当、連携体制については未整備。									はい	○	○						○	○				○	○			
大月町									1				1					○				○		○												○				○			○				○	○					
三原村	1				1																○				○	相談件数がないので、今のところ連携している部署はありません									はい	○											○						
黒潮町					2										1			○				○													はい	○							○	○				○					

福岡県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

| | | |

佐賀県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2)① | Q12 (2)② | Q12 (3) | Q12 (4)① | Q12 (4)② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

熊本県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ③ 具体的コメント | Q8 ④ | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

大分県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ | Q8 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

鹿児島県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑥ 具体的コメント | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ 具体的コメント |
|---|---|---

沖縄県

| 団体名 | Q1 ①-1 | Q1 ①-2 | Q1 ①-3 | Q1 ②-1 | Q1 ②-2 | Q1 ③ | Q1 ④ | Q1 ⑤ | Q1 ⑤ 具体的コメント | Q1 ⑥ | Q2 | Q3 ① | Q3 ② | Q3 ③ | Q3 ④ | Q3 ⑤ | Q3 ⑤ 具体的コメント | Q4 | Q5 | Q6 ① | Q6 ② | Q6 ③ | Q6 ④ | Q7 ① | Q7 ② | Q7 ③ | Q7 ④ | Q7 ⑤ | Q7 ⑥ | Q7 ⑦ | Q7 ⑧ | Q7 ⑨ | Q7 ⑩ | Q7 ⑪ | Q7 ⑫ | Q7 ⑬ | Q7 ⑭ | Q7 ⑮ | Q7 ⑯ | Q8 ① | Q8 ② | Q8 ③ | Q8 ④ 具体的コメント | Q9 ① | Q9 ② | Q9 ③ | Q9 ④ | Q9 ⑤ | Q9 ⑤ 具体的コメント | Q10 | Q11 | Q12 (1) | Q12 (2) ① | Q12 (2) ② | Q12 (3) | Q12 (4) ① | Q12 (4) ② | Q13 | Q14 ①-1 | Q14 ①-2 | Q14 ①-3 | Q14 ②-1 | Q14 ②-2 | Q14 ③ | Q14 ④ | Q15 ① | Q15 ② | Q15 ③ | Q15 具体的コメント | Q17 ① | Q17 ② | Q17 ③ | Q17 ④ | Q17 ⑤ | Q17 ⑥ | Q17 具体的コメント |
|---|---|---

（別紙） Q16及びQ18の自由記述（記述のある市町村のみ抜粋）

北海道

団体名	Q16	Q18
札幌市	多重債務者の家計管理については今後も研究が必要であり、国主導での全国的対応が望ましい。	
室蘭市	債務者本人が借入時期、借入残高を把握していない事例が多い。	
釧路市	相談者は解決に向けた具体的支援を求めていると思うが、どこまで行政が関われるか難しい問題がある。行政として福祉・徴収関係課との連携の必要性は感じている。	
北見市	多重債務相談は北見市として受けているのであって、特定の弁護士や司法書士を紹介することは行政の公平性からも問題と考えているので紹介は行っていない。 相談者は、業者からの返済督促に困って来訪する例がほとんど。ヤミ金にまで手を出さざるを得ない人もおり、警察等司直からヤミ金業者に警告を行う等の手続きのルール化が必要と考える。	違法な取立て行為や過剰与信・過剰貸与等が問題の根源と考えるので、業者を監督する国等が現状を把握し対応すべきと考える。
苫小牧市		問題点～出資法と利息制限法の2つの法律が問題解決の足かせになっている。 過剰融資・過剰与信 借り手の返済能力を超える安易で過剰な融資実態 意　見～過剰広告による安直な借入れへの勧誘禁止 利息制限法・民事ルールを強行法規に改正
士別市	多重債務者の相談処理体制の拡充、各相談窓口の連携強化、情報交換が必要である。	高金利での貸付、過剰与信、貸金業登録費用の見直しや都道府県の違法業者取締りの強化が必要である。
名寄市	多重債務の整理がついても、その後の生活を立て直すことが出来ず、ヤミ金融に手を出すケースが見られる。生活資金の目処が立たなければ、債務者は減らないと思う。	
根室市	人材・財政（源）等の要因により、将来的に相談業務が継続されるのか懸念しています。	専門的知識を有した人材育成や財源措置を国が責任を持って行うべきである。
千歳市	市民からの多重債務問題の相談については、当市で開設している無料弁護士相談日（毎週金曜日）を利用していただいているが、新たにこの4月から弁護士センターが市内に配置されることとなったことから、市民にはより迅速な対応が可能となるものと考えられる。	
滝川市	金融業者、クレジット会社等の与信の甘さに問題があると思う。	
恵庭市		（職員課：⑤⑥回答）対応できる専門知識を持った職員を育成、確保することは、困難な状況にあり、相談窓口としては対応していますが、解決へ向けては、消費者協会や弁護士等専門機関へ委託を行っています。今後もこのような体制が必要と考えています。 （財政課・職員課回答）特になし
七飯町		国や都道府県で多重債務問題の解決方法等のマニュアルを作成し周知する。
森町		多重債務問題相談について、当町では対応に必要となる専門的な知識を有していないため、町独自で解決方法をアドバイスするのは困難である。又、専門職員を設置することは、相談件数が少ないため難しいと思われる。
ニセコ町	他の業務もかかえており、破産や任意整理など専門的知識が必要となるため、対応は出来ない。	岩内町にあるしりべし弁護士相談センターに負担金を払っており、基本的にはそちらで対応してもらいたい。
南幌町	住民は自治体(役場窓口)に相談しづらいイメージがあるのか、直接消費生活センターへ相談している現状であり、実件数を把握することが難しい。	
北竜町	まち金などはやくざ、暴力団との関与がある、報復で脅迫や中傷ビラ、出前の架空注文、消防への通報など嫌がらせを担当者に行う事例もある。小さな町では担当者もすぐ判り、転勤もないので超然的に仕事ができない。	
幌加内町	担当職員に関連知識は殆ど備え付けられていない状況であり、ことあるごとにご指導をいただけかなければならないと考えます。	
上富良野町	マニュアルだけで対応できるものでないため、都道府県レベルで統一的な対応策をしてほしい。（市町村単位で対応すると、対応の差を突いて業者側が都合の良いことを言い出すため）	
占冠村	当村では、広域的消費生活窓口として富良野市消費生活センターを沿線市町村と協定を結び住民が利用できるようにし、消費生活相談対応の充実に努めています。	
幌延町		相談業務を自治体で行う根拠がわからない。消費生活相談の範囲から逸脱しており、本相談を受けるとしてもかなり高いレベルでの専門知識が必要とされる。かりに小さな自治体で行ったとしても、相談者が誰か直ぐに判明し、実際に相談に訪れるか疑問である。やはり貸す側への対策を強化することで、相談業務自体が減少することと思われる。
猿払村	多重債務者問題は、幸いにも相談実績はないが、関係機関との連携体制の構築は必要と認識している。	
訓子府町	①「予防と消火」体制の充実が必要。予防は金銭教育と陥った人の更生措置。消火は法的解決体制の強化。②借りやすい消費者金融を制限すべき。	
興部町		現状では財政的・人員的に対応は困難である。相談窓口を自治体に求めるより、多重債務者を出さないよう金融業界への指導強化が必要ではないか
白老町	無料法律相談を利用する消費者の意識と、弁護士の意識に差がありすぎる。弁護士の要求する相談状況を整然と説明できる相談者のレベルであれば、自力解決できるのではと思われる。	行政対応としては、相談窓口としての受皿となり解決への道筋としては機能するが、最終的な解決を行うためには、専門の機関が必要と思われる。このため法律相談（弁護士会等）等の利用拡大を図るべく対応が必要と思われる。
安平町		過去の相談実績が無いため、相談の対応マニュアル等による対処方法の指導をお願いしたい。
平取町	小さい町なので、住民側は、町職員と知り合いのため、多重債務問題に関して相談しにくいケースが考えられる。	法律的に熟知している専門的職員がいない事と、Q16の回答と同じ事。
様似町	専任の職員でなければ対応は難しく、相談者に了解を得て、弁護士、司法書士にお願いしている。	
士幌町	地元での相談を敬遠する傾向にあり、他の相談機関の情報提供を求められる事が多い。	
鹿追町	専門員ではないため複雑な相談事例は対応が難しい	
清水町	多重債務問題については、増加傾向にあり国の機関が積極的に取り組む事が望まれる。	国が積極的に取り組むべき。
中札内村	現在まで相談事例がなく対応方法の問題点などが浮き彫りになっていないが、実際に発生・相談があった場合は単に担当課や消費者協会による対応が現状では不可能。行政単独でなくとも何らかの対応策が今後必要と思われる。	
足寄町		本町内に司法書士、弁護士がいない上、消費生活相談員有資格者もいない状況下で職員が他業務と兼務して消費生活相談の対応をしているため対応できる内容は変わる。消費生活相談業務に関しては年2回北海道で研修があり、次々商法等により多重債務になっている場合については状況にあわせて一定程度の対応はできるが、その他の理由による多重債務の場合は研修等もなく知識を自分で身につける方法しかないため市町村が相談者の状況にあわせて自己破産や債務整理等の助言・アドバイスをするのは非常に難しい。特に本町の場合は知的障がい者等、自分で債務整理等を行うことが出来ない人からの相談が多く、市町村で受任処理ができない現状では有資格者である司法書士・弁護士へ相談するよう伝え、専門的知識の下で対応してもらうことしかできない。 今後においては金融教育等を義務教育化することや司法書士や弁護士のいない地域における対策の検討もしてもらいたい。また、こういった相談業務を市町村の責務とするならば、国としても人材の確保や財政負担について検討して頂きたい。
白糠町		業者に対する刑罰が甘い。借りてもまた安易に借りてしまう。指導が甘い。

青森県

団体名	Q16	Q18
青森市	自己破産者が再び多重債務者に陥るおそれがあるケースへの専門的カウンセリングが必要。	
弘前市	多重債務者が当センターに債務整理に関する相談の他に、貸付機能を期待したり貸付機関の紹介を希望する事も増えてきている。セーフティネットの整備が必要と考える。	多重債務者に対し、具体的にどのような支援を行おうとしているのか不明であり、その中で市区町村の役割も不明である。 当市の窓口では、相談を受け、内容に応じ裁判所などの紹介や指導を行っており、充分な対応を行っていると考える。 多重債務を社会構造の問題として更生プログラムなどに取り組むのであれば、個人の責任も理解させながら、業者を監督している国及び都道府県において取り組むべきものと考える。
八戸市		【人事担当部局】多重債務問題については、借りる側、貸す側双方の問題として個々に状況が異なる為、市としては、身近な公的機関の相談窓口として、防止に関するPRも含め、市民からの相談に対応していきたい。
黒石市		市町村の行政レベルでは専門機関の紹介等が現実的対応と思われる。将来的には、国・県・市町村が連携できる体制の構築が必要ではないか。
五所川原市	司法過疎地では、法律の専門的な話になれば対応が非常に難しくなるので、多重債務では専門的な知識を有する組織が対応した方が良いと思われる。	
つがる市	特にサラ金からの借入を50万を限度として、1社から借りると他社からは借りられないというようなシステムが働くように国が定めてはどうか	Q16のシステムが構築されると、自殺者も少なくなり、働かなければならないという意識も少し高くなるのではないか。
平内町	この問題に関する相談者がないので、当事者は、直接専門知識を有する相談機関等に相談していると思われる。財政縮小・人員削減等で当面の間、現状のままの体制で対応する。	
藤崎町	規模の小さな町村では専門スタッフの配置は効率的でない。	専門スタッフの確保が困難。
大鰐町		町村職員の相談窓口の場合、顔見知り的要素があるため相談しにくい。
中泊町	役場窓口で相談を受けたことはない。毎週水曜日の心配ごと相談で対応している。	
六戸町	対応に必要となる専門的な知識を有していない	
横浜町		今のところ深刻な相談はない
おいらせ町		市町村対応となった場合、専門的知識を必要とする職員の研修及び配置に応分の経費を業界と国に負担してほしい。
風間浦村	法律を作った国が責任を持って対応すべき	法律を作った国が責任を持って対応すべき
佐井村		多重債務について住民に広く知ってもらうための普及・啓発が必要

岩手県

団体名	Q16	Q18
盛岡市	マンパワーの不足、相談員の処遇が職務内容に合致せず低い。「盛岡市多重債務者包括的支援プログラム（仮称）」を立ちあげ、全庁的に多重債務者支援にあたり、多重債務者の生活再建を図るとともに、市税等の歳入確保を目指すプログラムの実施を検討中。	
花巻市	問題の解決に高度な専門知識が必要なため、弁護士等でなければ解決できない場合が多く、市町村窓口では対応が難しい	
遠野市		住民に一番近い行政という立場から、相談窓口は市にあるのが適当と考えられるが、その経費は監督責任のある国・県等の負担が当然である。
一関市	当市においては、岩手県消費者信用生活協同組合と連携しているところであるが、法改正等に伴う状況の変化も予想されることから、今後、状況に応じた対応が求められることも考えられる。	
釜石市	市町村が多重債務問題に関する相談業務を担当するには限界がある。岩手県内には、岩手県消費者信用生活協同組合の消費者救済資金制度があり、これと合わせて相談業務を行っていることから、この制度を今後も継続していくことが望ましいと考える。	
二戸市	当市では、岩手信用生協と連携し対応をしてもらっている。相談会の際にも生協の相談員と弁護士が対応しており、今後もその形で解決に努めていきたい。	
雫石町	相談者に対する聞き取りや対応は他の業務との兼務では時間的に困難。専門員による相談日の設定や周知での対応が現実的と思う。	
滝沢村	Q4の件数は、平成18年度から設置した相談員が受けた件数であるが、岩手県消費者信用生活協同組合が受ける本村住民からの多重債務に関する相談件数は年間250件程度あり、これらの対応を村が行うとすれば、体制の整備が必要となる。	専門的機関である消費者信用生活協同組合と連携して解決を図っており、行政が仲に入って行うべきでないと思料される。
紫波町	小さな自治体では複雑な相談に対応できない現状で、専門の機関での相談対応が必要である	
平泉町		多重債務問題は、、多部局との連携が必要になるが具体的に進まないのが現実である。各部署ごとに対象者の抱える問題が、債務だけではないため、対象者の問題（例：生活保護・滞納等）の根本的な解決にならないというジレンマがあり、多重債務に絞った形での体制作りが困難である。よき解決策があるならば、ご教授願いたい。
藤沢町		相談件数が以前より減ってきた
住田町	消費者信用生活協同組合の相談センターで相談会を開催しているため紹介している。	
岩泉町	相談内容が多種多様であるので、専門的な知識を要する。専門機関の充実が大事と思う。	
川井村	無料法律相談窓口の増設が必要。	

宮城県

団体名	Q16	Q18
気仙沼市	利息制限法で「引き直し計算」できるプログラムを国民生活センターのホームページに掲載してほしい。	
白石市	今現在金銭に困っている相談者に対する対応です。金銭扶助方法のノウハウを学びたいと考えております。行政には制約があるようですので、民間における扶助について情報交換がもっとあればと思います。	
多賀城市		多重債務は、借りた側の責任もあるが、過剰与信を与える貸付側の責任も大きい。 消費者相談員には法的権限等もなく、厳しい財政状況と定員削減が求められている自治体で、多重債務も含めた消費者相談を、これ以上積極的に展開できるとは思えない。 学校教育での消費者教育も取りざたされるが、授業時数の減った現状で、学力低下の問題もある中、どれだけの時間を割けるのかはなはだ疑問であり、トータルな施策が望まれる。
登米市	債務整理の基礎知識の啓発などに努め相談者が気軽に相談出来る体制を確保していきたい。	
栗原市	消費生活専門相談員の設置はなく、専門の相談窓口がないため県民サービスセンターと連携し現状の把握に努めていく。	
大崎市	基本的には生活の再建が目標であり，関わってくる諸問題を整理し道筋を立てる必要がある。手続き費用等・自己資金のない人の手立てをどうするか？予算及び行政の担当機関の連携を踏まえ取り組みが可能かどうか。今後の検討課題である。	相談～面接　聞き取り～家経費出入状況等を把握することから始めているが一世帯分の収支の目安を出したとしても～どこまで～いつまで管理するか。　今は入り口のみで継続まで追っていない。管理すべき所と自立を促すこと，介入すべき所をきちんと見定める必要がある。
蔵王町		専門的な知識が必要である
村田町		(企)特になし　(総)専門性を必要とするため、自治体職員では対応が大変困難であると考えます。
丸森町	本町では、相談業務の専任職員がいないため、十分な対応ができていない。 余りにも簡単に借り入られることに問題がある。もっと規制すべきではないか。	町レベルでは、対応できる問題ではない。国・県で対応すべき問題であると考える。
山元町	カードを利用し簡単に借りられるのにも問題がある。	
大和町	町村単位の窓口では顔が見えすぎ利用しにくい面もあるので、県内3ケ所ぐらいの窓口を常設・充実させる。（専門員・司法書士等の配置）	

色麻町	実際、多重債務の相談はまだないが、相談があった場合、専門知識がないので専門知識のある方に相談にのってもらいたい。また現在の町の限られた人員・仕事の量（消費生活専門ではなく兼務なので）では、やはり専門知識のある方にお願いしたい。	定員管理適正化計画の中で、職員が純減される中において対応をもとめられても困難である。
加美町	弁護士会等の相談を受けても、門前払いが多い。受任してもらえる準備のポイント、how－toを具体的、明確に提示してほしい。方法決定までに迷走する時間が長い。	
美里町	現在社会問題にもなっていますが、詐欺的行為で軽度痴呆高齢者や知的障害者が騙されて多重債務になるケースが多いようですので福祉関係者等の消費者教育を徹底して頂きたい。また中高生についても携帯電話による被害のみでなく、多重債務（特にカード被害）についても教育をお願いします。	

秋田県

団体名	Q16	Q18
秋田市	相談件数の増加による他の消費生活相談業務への影響、無料法律相談など弁護士会の受け入れ体制が心配される。	
大館市	弁護士や（仮称、被害者の会等）の連携と担当職員の資質の向上が望まれます。	市に多重債務専門の相談窓口を置く財政的な余裕がなく、人材確保も困難である。
湯沢市		専門的知識を有する人材の育成・確保が困難である。
潟上市		県において専門知識を有する弁護士会などと連携し対応することを望みます
北秋田市		一つは自己判断の欠如に伴うもの、もう一つはいわゆる強制的な悪徳貸し付けによるもの、であるが、どちらも本人に起因するところが大である。現状の問題点としては、少額（50万円）な借用金については免許証のみで借りられること、また、貸付側も多重債務者かどうか確認せず（実際知っている場合が多いと思うが）貸付していることである。少額な借用については非常に簡単で便利である。しかし、多重を防ぐためには、もっと貸付側の貸付基準等を制限し、債務者が安易に借用できない仕組みが必要であると考える。
仙北市	多重債務者は、市町村（消費者）の窓口への相談件数はほとんど無く実数も把握できていない。Q4の件数は、ヤミ金債務相談件数である。	
藤里町		小さな自治体では身内が多いせいか、相談事を恥じと思い素直に相談に来ないのが現状である。
八峰町		町内にも、誰にも相談できず困っている多重債務者が少なからず存在すると考えられます。その原因として住民の方が、お金の問題であることから相談する相手がいない、また行政へ相談する方法（場所や部署）なども、浸透していないことが考えられます。今後、安心して相談できる窓口の周知について、広報誌等活用するなど様々な方法を検討していきたいと考えている。
美郷町	市区町村宛に、過去の事例（相談内容や解決ケース）や、相談先の一覧等の情報があれば助かると思う。	専門的な知識が必要とされるので情報が欲しい。
羽後町	テレビ等でもっと多重債務の相談窓口への相談PRを必要とします。県でいつでも相談、あるいは手続きを取ってくれる弁護士の確保が必要です。	

山形県

団体名	Q16	Q18
鶴岡市	弁護士による無料、もしくは低額の法律相談を増やしてほしい。(プライバシーの問題から状況把握が困難)	
酒田市	より専門的な知識の修得の機会が少ない。他相談業務もあり継続的なカウンセリングには至ってない。	
村山市	相談件数が少ない。他業務もあり、法の理解がおろそかになる。	相談窓口である以上、最低限の対応（法解釈・理解）はしなければと思っている。
天童市	あまりにも簡単に融資するため、多重債務者が増えていくのではないか。国から金融業者への指導徹底も必要。	
山辺町		消費者相談担当課としては、住民への啓発・学習会等を行う事は可能ですが、多重債務問題相談業務を行うことにつきましては、現在のところ難しいと考えられます。
最上町	専門家への相談・手続きに関する費用。	
大蔵村	小さい市町村では、住民が皆顔見知りで相談しずらい。	
高畠町		簡単に貸付ける業者について整理させ、借りやすい状況を法的にやめさせてほしい。自治体条例等作れないものか。（消費生活の乱れの基となっております。）
庄内町		市町村では専門的な知識を有する職員の確保が困難であり、当事者（金融業界）や、国・県が対応すべき。
遊佐町	事情を聴取し、県消費者センターへ連絡し、指導を仰ぐ。	

福島県

団体名	Q16	Q18
福島市	債務整理をするための費用を低金利で融資してもらえる機関がない。高齢者等、債務整理の方法を助言するだけでは、自分で整理することが困難な相談者も多いので、弁護士会等他機関との連携や書類作成の援助ができることが望ましいが、現体制での対応は難しいと思われる。	
会津若松市	高金利の融資に頼らざるを得ない人が多い現状にあること。	地方財源が縮減されるなかにあって、今後、団塊の世代の退職、公債費負担適正化の取組みなど、さらなる健全化に取組んでいるところです。 そのようななかにあって、相談業務のさらなる充実を図るには、地方の実情を踏まえた、財政支援が必要となるものと考えられます。
郡山市	学校における金銭教育の取り組みを強化すべき。専門家による相談窓口を常態で設置すべき。	
いわき市	財政的・人員的に困難であり、国等の財政支援をお願いしたい。	地方財源が縮減されるなかにあって、今後、団塊の世代の退職、公債費負担適正化の取組みなど、さらなる健全化に取組んでいるところです。 そのようななかにあって、相談業務のさらなる充実を図るには、地方の実情を踏まえた、財政支援が必要となるものと考えられます。
白河市	多重債務者を救済することや多重債務者を少なくするため、早期に改正貸金業法を実施する。	
喜多方市	「多重債務は大変危険である。」という認識を持ってもらうPR活動とあわせ、相談者が手軽に早めに相談できる体制づくりが重要であると感じています。	
桑折町		町村では専門的知識が無いので対応は難しいです。
大玉村	対応については、専門的知識が必要であり、研修などが必要。また、司法書士会との委託契約等により早期対応可能な体制整備が必要と思われる。	
鏡石町	町の窓口へ直接相談へ来るケースはほとんど無いが、県の消費生活センターへの相談の件数は増加していると聞く。相談窓口を充実させることも重要だが、多重債務者を増やさないようにするさらなる法律の整備（業者や貸付の条件の規制等）が必要と思われる。	相談業務については、専門性も要求されている現状から担当者の育成も重要であるとの認識はあるが、町は行革の推進として人員削減が行われており、少数精鋭の中でも専門機関に委託しなければならない状況である。
西会津町	各関係部署でそれぞれ相談を受けているため、相談件数は不明である。しかしどの部署も専門関係機関を紹介するにとどまっている。	町政で対応すべきことではないと考える。
会津坂下町	多重債務問題について今までに相談を受けた実績はない。	小規模自治体においては、専門職員の育成・確保は難しい状況にある。 ・現状 ①カード社会においては、多重債務者は年々増加していく。 ②金融機関の連携強化にも個人情報保護という観点からこれ以上の 情報の共有は困難である。 ・問題点 ①金融機関が安易に連帯保証人を求めすぎる。連帯保証人を必要とする貸付金額を設定すべきであり、その際は所得証明書等の提示と本人の同席を必須とすべき。 ②家族・親族にまで被害が及ぶ場合がある。 ③安易にカードを発行しすぎている。所得によりカードに制限をつけるべきである。 ・自治体としてできる範囲 ①成人式や、敬老会などで多重債務の恐ろしさについて啓蒙する。 ②会社の入社式、子どもの入学式などでのパンフの配布。
西郷村		相談事例がない。

塙町	多重債務者は住民票はあるが、実際に住んでいない人が多い。住んでいないので相談にも来ず、実態がつかみづらい。	
平田村	多重債務者本人の安易な借り入れ依存の体質にも、問題があると考えられる。	
小野町	多重債務者からの相談事実は無く、その実態は把握できないが該当者は多いと思われる。	
楢葉町	当事者にとってデリケートな相談だけに、相談を受ける側としては、内容を隠すことなく全て把握するのが困難であり、問題点となり得る。	原則として本件のような問題は、自己責任の面が大きいといえるが、こういった問題への窓口として(こうならないようにといった内容で)顧問弁護士と相談しながら情報提供を行っていきたいと考えている。
川内村	多重債務をはじめ、消費生活問題が増加していますので、柔軟に対応していきたい。	
葛尾村	実際には存在していると思われるが、対象者が相談に躊躇しているため、相談する人が出てこない。	
飯舘村	社会福祉協議会窓口で困りごと相談として多重債務関係についても相談を受けています。	

茨城県

団体名	Q16	Q18
土浦市	金利規制強化の必要性 ・ 学校教育における金銭教育の必要性	
石岡市	債務者には，相談窓口を知らせることが急務である。また，金融機関等の体質には，問題が多すぎる。	
龍ケ崎市	相談者が一部の債務だけの解決を相談し，全債務について明らかにしないため，最終的な解決にならない場合がある。	
常総市	当市において多重債務の相談件数は極めて少なく、相談があった場合は専門の相談員が対応できるところを紹介している。	市町村では、相談窓口を設置し専門的知識を有する人材を確保することは財政的にも難しい。
笠間市	個人再生手続き申請方法の簡素化。融資詐欺、振込め詐欺の被害者に対して、何らかの救済方法がほしい。	
取手市	各自治体で、多重債務者問題対応は無理(専門的知識・人員的・財政的に)である。やはり業者を監督している国及び都道府県が対応すべきと考えます。	
潮来市	問題はケースバイケースであり，相談内容も複雑多岐に渡るため専門の相談員を設置しなければならない。しかし，市単独で相談員を設置するのは，相談件数から言っても難しいと思われる。いくつかの自治体の中で県等が相談室を設置してもらいたい。	市単独での相談業務を行うのは難しい。県(広域等)で相談室を設置して対応してもらいたい
常陸大宮市	多重債務問題の相談といっても、その背景は様々であるので、債務整理するにも、何が相談者にとって一番良い方法なのか見極めるのは難しい。多重債務者が増えている現在、相談現場でもっと解決できるようにするためには、どのような時にどうするのかポイントを絞った専門的な研修を開いていただければ、知識の向上が図れると考えます。	
桜川市	担当課(消費者行政)はあるが、対応に必要な専門者がいないため、アドバイスには無理がある。	
つくばみらい市		財政課は多重債務問題の相談窓口としての事務分掌機能を有しておりませんので、具体的な回答はできませんが、【恒産なくして恒心なし】と言われますように、現代は生活してゆくのに、極めて金のかかる時代背景にあります。生活基盤を安定させるには、常に自己を律してゆき気構えが求められ、同時に自分の力量に応じた暮らしを送ることが大切です。借金をする場合は、返済能力以上に借入れを絶対に行わないなど、また、公租公課を適正に負担できる収入の確保を肝に銘じながら権利と義務を果たしてゆくことを生活者の基本姿勢とすることと思料しております。生活困窮の兆しが見え始めた際には早期に行政に相談することも肝要でしょう。(財政課)
茨城町	中学生・高校生が被害にあっている現状に早めに学校側に働きかけるなど対応が必要。	利益が複雑に絡み専門による指導が望まれるので、専門機関の対応が必要。
東海村	研修等を多く開催して欲しい。	
阿見町	消費生活センターでは、対応に限度があり、他の相談機関にもスムーズにつながらない。	

栃木県

団体名	Q16	Q18
足利市	ヤミ金被害の救済について、警察との連携の強化と違法業者の摘発強化を要望します。	
鹿沼市	収入の減少を補おうとして借金してしまったり、たまたま悪質商法の被害にあったせいで借金を負わされるケースも多い。 不安定な雇用や医療費等の負担が増える中で、困ったときに気軽に相談できる窓口や支援策の充実が必要。	県から専門者を派遣(無料)してほしい。
小山市	法律家の受任拒否が多い。相談カードの共通化を要望します。	
真岡市	多重債務は弁護士等専門家に依頼し解決するしかないが、実際には弁護士報酬費用や訴訟費用が多重債務者に負担できないことがある。弁護士・司法書士による無料相談や法律扶助制度の拡充等が必要と考える。	
さくら市	H19より「さくら市消費生活センター」を設置し、専任相談員が相談業務を行う予定であるが、多重債務問題については弁護士会等を紹介することになると思われます。	
那須烏山市		経費的に市が負担するのは、困難。個人の責任と思われるので、当事者間(個人と金融機関)それと国で対応すべきである。
下野市		人事担当としましては、このアンケートの意図が図りかねますが、多重債務者の相談窓口を市町村に委譲してよいかという意味でしょうか？生活保護やDV対応担当課との連携や納税との関係から短絡的に全部市町村にやってしまえというのはいかがなものかと考えます。県消費生活センターにおいて受付けた相談に対し、市町村担当課との連絡を個別に取ればある程度対応は可能なのではないでしょうか。多重債務問題に関しては、まず貸す側も借りる側も自己責任において行うべきもので、設問の中にあるようにこの問題の解決は行政が責任を持つべきという風潮が広まれば、真の消費者行政にはつながっていかないのではないかと危惧しています。また、多重債務問題は個人のプライバシーにかかわる事項がほとんどであり、かつその再生には長期にわたる個人的な支援や膨大な法的手続きが必要となります。最終的な解決は弁護士や司法書士に依頼するのが適切と考えますが、それらの機関につなぐパイプ役として第一窓口である市町村が果たす役割はたしかに大きいと思います。しかしながら、非常に厳しい行財政改革の流れの中で専門的職員を正職員で採用することは定員管理上不可能であり、現状の非常勤特別職によらざるを得ないと考えます。
上三川町		安易に借入をしない環境(TVCMの規制等)を整える
壬生町	専門的な知識を持った者が対応しているわけではないので、県消費生活センター、弁護士相談等を紹介するのみです。	
野木町		年に何回か問い合わせがありますが、社会協議会で実施している「困りごと相談コーナー」等を紹介しているのが現状です。

群馬県

団体名	Q16	Q18
前橋市	多重債務問題相談業務の専門機関を設けてもらいたい。	多重債務問題相談業務は高度な専門的知識を必要とするため、組織の設置や正規の職員の配置は市町村レベルの自治体では非常に難しい現状がある。
桐生市	多重債務問題をはじめ、架空請求や悪質商法から消費者を保護するため、消費生活センターの機能充実は必要なことと考えております。また、国では、貸金業法の改正・施行から多重債務の救済の動向が見られますが、地方自治体に、多重債務者の救済について、生活支援まで含む体制・整備が求められており、相談者と直面する地方自治体の消費生活センター体制の充実強化、及び相談員の専門的技能修得が課題であります。このため、都市間の資質格差を是正するためにも、国の支援を求めます。	相談窓口設置にあたっての問題点は、相談員に専門的知識を有する弁護士、司法書士等の確保及びそのための費用負担
館林市	多重債務者への救済も必要だが、返済が困難な債務者へ「限度額以上貸さない制度」の強化や「借金をしない意識づくり」の消費者教育の充実が必要。	
富岡市	多重債務問題に関する相談は市で行っている無料法律相談を紹介している。弁護士という法律の専門家に相談するほうが、その後の解決が早いと考えられる。	
吉井町		人事担当課(総務課)： 最悪の事態を回避するための緊急性のある相談や支援の体制をいつでもどこでもカバーできるものにしていく。銀行系も含めて金の借りやすい社会になっているが、金銭に対する感覚や契約行為など、教育の徹底を図り、入口で阻止する体制を整備する。

神流町	当町においては、現在まで多重債務に関する相談事例がありません。このことから、Q1においては、あえてこの中から選択するといえば①-1となり、Q8でも、あえて四択ならば、④になります。	
中之条町	相談事例がほとんどないのが現状ですが、相談者の専門知識を高めていくことが必要。町村段階では、解決のための的確な一次アドバイス(プライマリーケア的)を行えるようになることがまず大切と思う。	
玉村町	多重債務に関わる相談を受けたいが、法律的な知識があるわけではないので知識の獲得をしなければならない。手軽に参加できる研修機会を数多くつくっていただけるとありがたい。	
邑楽町	借金返済のために新たな借金を重ねることは多重債務につながるということに債務者がはやく気づいて、気軽に相談できる環境を整えることが大切だと思います。	

埼玉県

団体名	Q16	Q18
川口市	市町村では、負担が過大なので国及び都道府県ですべて対応すべきである。	
行田市	相談を受け止めるだけで、解決がすぐにできない。一般職員で対応するには限界がある。	
秩父市	最も困るのは債務整理を専門家に委任したくても費用がない、扶助制度法テラスの救済は物理的(遠くて)に困難。また自ら例えば破産申し立てしたくても裁判所が受け付けない方向になり本人の自覚改心の機会をうばっているのではないか。	
春日部市	相談員には権限が与えられていないため、助言するにとどまり、先に踏み込めない。	
狭山市	適切な解決のためには、最終的に弁護士の判断や委任が必要な場合が多く、無料弁護士相談の充実が必要と思われる。	
鴻巣市	最近相談も増加しており、安易に借り何とか返済できるだろうという考えの人が増えています。話を詳しく聞いた後、今後の家計のことまでアドバイスを行わなければいけない場合もあり、一人に対し時間がかかってしまうのが現状です。	
草加市		明らかに刑法に抵触するような悪質業者について、警察に相談しても相手にされないため、消費生活相談へ再度相談されるケースがある。
鳩ヶ谷市	相談員が常駐ではない(週2回開設)ため迅速性に欠ける面もある。	専門性が要求されるため、全国の市町村で同レベルの対応をするのは困難である。
和光市	自己破産の相談に来る人が増えている。	金融教育が遅れている。お金の使い方を知らない人が多いように感じる。
新座市	自己破産に至るような相談が多く、専門の弁護士相談に照会しているが予約等、時間がかかる。	
桶川市		各自治体の責任と位置付けるのであれば、全国共通のシステム化ときちんと交付税、補助金等で財源確保をお願いしたい。
北本市	金融業界における審査基準の明確化。悪質・無責任な業者を監督、排除する自浄システムの構築。	
富士見市		多重債務者の問題が顕著化しており、貸金業法等の改正に伴い多重債務者向けの相談窓口を設置する必要があることに関しては一定の理解を示すが、一個人の借金に行政が介入し相談に係る人件費等の経費を市町村が負担することに関しては疑問である。多重債務問題相談業務に係る経費については、限定の相談業務ということからも住民に対する説明責任が果たせない可能性もあるため、多重債務の原因である貸し手及びその業者を監督する法律を所管する国により負担していただきたいと考える。
蓮田市	多重債務問題について、情報が各部署にいきわたっていない。	
伊奈町		相談業務に関しては、専門知識を有するものが不可欠であると思われるが、そのような人材を確保することは町村の規模では、困難であり、今後とも国県を中心とした対策の強化を希望したい。
嵐山町	相談窓口開設のPR	地域の無料法律相談窓口や機会の増加、充実がさらに必要
川島町	相談員が交渉したいと思っても、サラ金業者が利息の減額等について相談してくれない。	時間的な余裕があるので、相談のお手伝いをしたいとは考えている。(相談員より)
鳩山町		住民に関する問題解決の行政需要であるため、基本的には自治体の対応は必要と考えますが、小規模な自治体単独での相談業務では、人員・経費・効果等の観点から無理があると考えます。
騎西町		相談窓口(例えば「法テラス」等)があることを知らない人も多いようなので、それを周知させる必要があるのではないか。
菖蒲町	利息制限法を知らずに法定外の金利を支払っている方が多数いる。解決方法・相談窓口があることをもっと周知する必要がある。	
杉戸町	多重債務問題等は、市町村単位での対応ではなく県等で広域的に対応をしていただきたいと考えています。	多重債務問題相談業務に対応する専門・専任職員はいない。多重債務問題の相談者にとってみれば、相当重要なものになるため、専門的知識がなく容易に相談を受けるのは非常に危険であると思う。専任の職員を配置するのは財政的に難しいと考える。
松伏町	多重債務の場合、ギャンブル依存症による借金が多く、弁護士等を紹介できない。ギャンブル依存症を治す為のカウンセリング組織のようなものが現状では少なく、照会できる機関が他に無いのが問題となっております。	

千葉県

団体名	Q16	Q18
銚子市	多重債務関連の法律手続の内容、相談実務での対応について研修が必須と考える。	
市川市	現状において多重債務相談に対応できるような専任相談員を置くことは財政的に困難である。	
船橋市	現在、当センターには顧問弁護士がおらず、相談上でで応に苦慮しているところです。今後は消費生活専門に関わる弁護士が必要と思われる。	
館山市	債務整理等について法的専門知識を持った職員・相談員を確保できない現状では、弁護士等法律の専門家による相談が不可欠であると考える。	個人のプライバシーの問題、市町村の権限を考えると、国、県主導で貸金業者の監督強化や司法書士会等による相談体制の強化を進めていただくことが現実的な対応と考える。
松戸市	消費生活センターの相談対応は、仲介や斡旋等であることから対応に限度がある。	
佐倉市	現状において、市単独で債務整理の窓口紹介を超えた対応は困難と考えます。当市では平成17年度、消費生活センターで約200件、法律相談約100の金銭貸借関係の相談があり、これらに対し法的な権限もなく家計、家族関係等の個人情報を把握し、生活再建までフォローすることは現在の相談の仕組み、体制から難しい状況です。国、県、市、弁護士会、司法書士会など関係各機関が連携をとりながら対応できるよう、新たなシステムの構築が必要と考えます。	市の窓口で多重債務問題を受け付けることについて、専門的な知識が不足する中での対応は、個々の職員、相談員の負担は少なくないと予想されます。また、一部の自治体の取組では、そのことが全国的に周知されると一時的に、相談窓口で混乱を招くおそれがあります。市単独の窓口だけでなく、国、県、市、弁護士会、司法書士会等を含めた広域的な相談窓口の設置と相談体制の整備を要請します。
旭市	今後も、多重債務問題に取り組んでゆくとして、研修の機会を多く設けて欲しい。 多重債務問題に関する法規制、手続、実務上の留意点など、専門家による講義が必要になると思われる。	
柏市	啓発の必要性，相談が増加していく中でセンターとしてどこまで対応できるかという点	
流山市		秘書広報課広報公聴係で行っている「法律相談」で破産手続きなどを案内しているが、多重債務者自身が「返さなくてもよくなる手続きをしてください」等と事態を軽くとらえている場合が多く、啓発等に力を入れたい。
八千代市		広域的な問題であり、各市町村が個々に対応することが適当とは言い難い。Q17と同様に考えている。
我孫子市	弁護士等の専門者との密なる連携が必要ではないか。	
富津市	各市町村で専門の相談員を確保するのは難しいので、県の各出張所で相談業務を行なってはどうか。	
浦安市	生活のために多重債務を抱える人が一人でも多く解決できるよう、窓口や解決方法について啓発していくとともに利用しやすい窓口としていきたい。	
四街道市	精神的症状・心身障害・アル中等の事情と多重債務問題が合併したケースも多い。	
印西市	現在は申請書提出まで助言、支援しているが件数が多くなれば弁護士等を紹介するようになる。気軽に借金をしないよう、啓発、働きかけが必要。	
南房総市		今後、必要に応じ、専門知識を有する人材の確保また、研修による職員の育成について検討していきたい。
大網白里町		今後の他自治体の動向も注視しながら、多重債務に対する相談窓口の設置やこれらに係る人材の育成、支援体制の整備等に努めたい
長生村	消費者相談業務(専門分野)に対するノウハウがない	

東京都

団体名	Q16	Q18
千代田区	自治体では、解決のためにどんな方法があるのか、助言するまでが限界	
新宿区	相談費用立替え等の充実	
江東区	多重債務になった原因や借入れ経過等が相談者により異なるため事情聴取が困難である。相談に適切に対応するために必要となる専門的な知識を充分に有していない。	
品川区	ヤミ金、保証金詐欺の取り締まり強化が急務 過払金返還請求の相談が増えており事業者団体が対応を	
目黒区	選択肢と相談場所の紹介に留まらざるを得ないため、より踏み込んだ聴取不可。本来は、必要があれば生活立て直し相談等も紹介すべき。家計管理等の専門相談も都道府県単位程度で開設できるとよい。	国や業者の責任大だが、偏った負担は非現実的。社会的弱者の被害者も多く、救済には連携不可欠。
世田谷区	消費者相談担当課としては、専門知識や法的手続きが可能な弁護士等の相談機関を紹介する役割を担うべきと考える。	
渋谷区		Q17については、当消費者センターでお答えしました。
豊島区	としまヤミ金等被害者被害者対策弁護士ネットワークにより当番制で紹介しているが、担当弁護士が豊島区内とは限らないため、金銭的又は身体的に相談に行けない場合もあり、日数を要してしまう場合がある。	多重債務問題の相談者については、生活に困窮している人が多いため、借金のみを法的手段において解決しても根本的解決に至らないため限界を感じられる。よって関係所管との連携を図る必要性がある。
足立区	金融に対する区民の知識不足・情報不足を感じる。成年・未成年を問わず、金融教育を拡充すべき。	
江戸川区	多重債務の問題は借金のための借金の多重債務と次々勧誘された結果、商品・役務契約が重なった多重債務、また、その支払いのために借金をしたケース等に分類される	安易に借金ができる体制と個々人の人生観双方に問題点があり、両面から検討する必要があると思われる
八王子市	Q10について、他市の相談は原則受けないが来所された場合、やむなく対応している。	多重債務問題相談業務については、法テラスの業務に位置付けることの方が、設立の趣旨からいって適当と思われる。
立川市	専門相談窓口をもっと増やしてほしい・業者の貸しすぎに規制を・登録制を→認可制に(業者規制の強化)・多くは未登録業者の違法行為であり、ヤミ金業者の問題である。警察の取り締まり強化を！	
調布市		自治体は多重債務に陥らないよう啓発活動，情報の提供，相談窓口の紹介を行なう。(職員課) 業者を監督する法律を所管する国が方針を打ち出すべきである。(財政課)
東大和市	最終的に専門機関紹介となることが多い中、多重債務に陥った経緯等を詳しく聞きだすことの難しさを感じている(相談者にとっては言いづらいことを話したのに結果的に他機関で相談してくださいと言われるなら話さなければよかったと思うのではないか？)。 専門機関はいくつかあるが、実際どこが最適なのか判断しづらい。 多重債務相談に関するセンターでの相談マニュアルを作成していただきたい(様々なケースを想定したもの。専門機関の特色を一覧にした資料を含む)。	住民からの多重債務問題相談業務を行なうにあたっては、市町村が財政的に厳しいことを考慮し、 国等からの財政的支援が必要である。また、専門的知識を有する人材の育成についても国等における研修の機会の提供が必要である。
清瀬市	さらなる借入利息の引き下げを望みたい。	グレーゾーン金利について広く周知を望む
羽村市	多重債務問題の相談は、相談内容の確認に長時間を要する事が多い。	多重債務問題相談機関が多々あるので、相談者の状況から相談者にとって適切な箇所の紹介が難しい。
三宅村	離島による職員の不足や専門的知識を有する職員が所属する課自体が存在しないことなどの問題点が挙げられる。	
八丈町		都道府県レベルに業務窓口を置く方が効率が良い。

神奈川県

団体名	Q16	Q18
横浜市	多重債務相談は、債務の全容を把握しないと先に進めないため相談に時間がかかる。「引き直し計算」等を行うなど専門知識が必要なため、専門知識をもった人員の確保がなければ、本来の相談対応はできない。	
川崎市	消費者教育、学校教育が特に大切である。また、社会経験に乏しい新入社員教育も重要と考える。	下記参照
平塚市	多重債務問題の解決については弁護士、司法書士等の専門的知識が必要であり、自治体の職員等が対応するよりも正確、かつ迅速に解決が図られると思う。また、借入先がサラ金、ヤミ金業者の場合、警察機関の協力等がなければ対応は難しい。	
鎌倉市	あっせんのできない相談は、相談者にとって2度手間となるではないか。 なお今後、他機関紹介に際し、「他の相談機関に自ら連絡する」、「紹介した他の相談機関等への相談に同行する」の2点は、財政的、人的な手当が、市に対し永続的に保証されるのであれば、検討の対象となりうる。	
藤沢市	法律的知識に基づき、個々の状況を把握し対応することは、他の相談業務が多忙のため市町村では困難。	国や都道府県の責任において相談窓口を設置すべきである。
茅ヶ崎市	多重債務相談と消費生活相談は似て非なる物。窓口設置は必要と考えるが、消費生活相談の内容とは異なる。多重債務者の救済は新しい窓口を設置して行うべきである。その方が潤滑に相談処理が出来、相談者の満足度も高い。	弁護士等に係る会費負担が多額になることが想定され、各自治体単位では財政的に厳しいため、国レベルでの対応が必要と考える。
秦野市	相談内容については、専門的な知識が必要であるため、専門家(弁護士や司法書士)への無料相談の増設が必要と思われます。	
厚木市	潜在的な多重債務者が多いと思われるので、引き続き弁護士会等の関係機関と連携して相談に対応する必要がある。	
海老名市	今後も関係各課と一層連携するとともに、消費生活相談室、市民相談室のPRを行い、多重債務者の相談を促す必要がある。 法テラスの民事法律扶助は有効な手段なので、より利用しやすくなるよう資力基準や相談場所などについて拡充してほしい。 多重債務者の中には精神面でのケアを必要とされている場合もあるので、相談先を充実していただき、連携できるようにしてほしい。 弁護士会が無料の多重債務相談を実施しているが、一部の相談センターでの実施となっているので、全ての相談センターで実施していただけるとよい。 現在あるクレサラ被害者の会のような組織も有効と考えられるので、このような場がもっとあればよい。 日本クレジットカウンセリング協会のようなカウンセリングや家計指導を行う機関が全国各地でもっと充実してほしい。	専門性が求められるので、この問題に特化した機関が対応すべきである。
綾瀬市		専門的知識が必要とされ職員では対応は困難であり、他の相談機関等を紹介することしかできない。
寒川町	支払い能力はあるが、利息制限法を超える金利の返済のため、借金を重ね多重債務となるケースが多く見受けられる。グレーゾーンとされている金利を明文化し、規制することにより、多くの多重債務問題は解消されるものと考える。	
山北町	実際に相談を受けたことは無く、知識も無いため、南足柄市消費生活センターを紹介することになります。	
湯河原町	法律などの知識や経験が必要なので専門家に任せたほうが住民にとって有益と考えます。	多重債務問題相談業務は、専門的知識を持ち合わせた職員の確保や養成、面接施設を要し、また、相談件数も考慮した場合、町単独での相談業務は困難な状況にあります。 現在、県西地域1市3町の広域行政による「西さがみ連邦共和国消費生活センター」において、消費生活全般に関する相談業務を実施しているため、その中で検討していく必要があると考えています。

清川村	現在、消費生活相談全般については、人員的面及び専門性から厚木市に委託している状況。また、職員定数及び集中改革プランにおいても職員数の削減が求められていることから、今後も専属での対応は困難であると思われる。	
川崎市 Q18	「多重債務問題相談業務の現状の問題点と今後の意見」 【現状の問題点】 ① 相談者が自分の債務について、きちんと整理できていないことが多く、債務整理の方向が的確に助言できないことが多い。その原因の一つとして、今多くの金融会社が小口の融資申込みに対し、リボ払いにしているため、自分の債務と返済額が認識できていない状況を生んでいる。 ② 一度融資をした人に対し、リボの貸付額に余裕ができると「貴方はまだ〇〇円まで融資可能です」と勧誘することが多いため、社会経験の乏しい若者は、あたかも自分の預金を引き出すがごとくの感覚で借金をしていることも多重債務者を生んでいる要因である。 ③ 登録金融業者による多重債務だけでなく、登録業者に融資をうけているという人に対し、ヤミ金融業者から、ダイレクトメールや携帯電話に勧誘の連絡があり、あたかも低金利で融資をし、債務を1本化できるように誘われ、そのための保証金を次々と取られたり、途中で融資を断ると「既に審査が終わっているので断れない」と言って脅されるというケースが多くなっている。 当ヤミ金融の相談に対しては、センターで返金を求めても応じられることは皆無である。 また脅迫的な勧誘に対しては、警察に相談するよう伝えている。 ④ 最近、突然10数年前の債務について、債権譲渡する、または債権譲渡受けたという金融会社から高額な利息を加算した督促書面が送られてくるというケースが増えている。時効の援用が可能だと思われるケースが多いが、その都度法律相談で弁護士に確認をしてもらって時効の援用をしている。中には、債権譲渡通知を出さないまま、譲渡されたとする金融業者からの督促がある。 【今後の要望と提言】 ① 金利が利息制限法の金利（最高20%）に法改正されることは、今後の多重債務者の減少に繋がると期待しているが、現状のような貸付をリボ払いにして、勧誘を続ければ、やはり多重債務者を生む要因となる。若者の消費者教育の徹底が望まれるが、金融業者も、消費者が借り方も選択でき、必要な借金をしないように自粛して欲しい。 ② 貸金業規正法及び出資法の一部改正（ヤミ金融対策）により、ヤミ金融業者の規制が強化されたが、監督官庁にヤミ金融被害の相談をしても、個別の救済に繋がる規定はないので、是非ヤミ金被害の救済に繋がるような規定を法律で設けて欲しい。 ③ 消費生活センターや消費者団体のような、消費者相談を受ける窓口が直接個別案件で相談できるような窓口の設置を望みたい。	

新潟県

団体名	Q16	Q18
新潟市	多重債務の相談は複雑な計算等や慎重を期する内容が多いので，弁護士等の専門家に委ねることとしている。	
長岡市	消費生活相談員の立場で処理不可能の面があり、専門的な機関へのスムースな連携及び、人的な確保を望みたい。	
村上市	解決方法の簡単な説明と相談窓口を紹介するパンフがあると便利です。	
糸魚川市	相談者は時間に余裕がない状態で来ることが多いが、直接具体的な話をしてくれるところへ相談できるまでに、何カ所かに電話しなければならない。（市→弁護士会・司法書士会などのホットライン等→弁護士・司法書士） 多重債務者にならないための対策が大切だと思います。	
妙高市	多重債務問題は、専門的な知識が必要で、当市のような小規模な市では、相談窓口を整備することは、非常に難しいと考えます。そのため、広域で専門の相談窓口を設置してはどうかと考えます。	
上越市	多重債務者の相談業務で金融業者の与信の甘さに責任があると思われる例が多々あります。	
佐渡市		多重債務については学校教育でしっかり取り上げて教育させる
魚沼市	利息制限法や出資法など金利を規制する法的な知識や、相談者に対し債務調整などのカウンセリングのできる専門的な知識、技能を有する専門員（弁護士、アドバイザー等有資格者等）の設置が、財政的にみて困難といえる。また、対応に必要な専門知識の習得など職員に対する研修の場が身近にないことや時間的余裕もないこと、多重債務問題に対する対応事例などの情報提供もなく対応していくにしても、現段階としては初期相談くらいしか対応ができない状況といえる。	国・県の金融業界への積極的な監視や指導を望むとともに、小規模市町村においては多重債務問題の相談を扱う専門職員の配置は困難なため、県の多重債務者への相談体制の充実を望むところである。
聖籠町		多重債務問題が起きないように町民に広くお知らせしていきたい。
出雲崎町	現在まで担当課及び関係課に多重債務の相談はない。専門性が必要なため、他機関を紹介することまでが限度と思われる。	
川口町	通常の消費者相談業務でさえ専門の職員を配置できないため、更に専門的な知識を必要とする多重債務の相談業務を行える体制にすることは難しいと思われる。	多重債務を承知していながら、更に追加で融資する業者が問題である。
湯沢町	高度な法的知識が要求されるので、人員的に整備されていない現状では、対応が困難である。	

富山県

団体名	Q16	Q18
富山市	消費生活センターは、相談業務が主体であり、具体的な債務整理は、調停もしくは弁護士や司法書士による解決しかないと考えています。多重債務に陥らないための啓発活動に努めていますが、簡単に借り入れができる現状への規制や、義務教育や家庭での金銭教育の必要性も痛感しています。	多重債務は、個人の問題であり本人の自覚が大切ですが、家庭破壊にもつながる社会的問題であるため、相談業務の充実を図ることと、債務の減額等の根本的な解決が必要です。また債務整理費用を準備できない債務者に対し、一定の条件を設けるなどして、第三者機関（国や都道府県等が預託）の貸付制度の設置等の救済施策が必要になっていると考えます。
砺波市	多重債務問題に係る相談は、弁護士等、専門的法知識を有する者でないと対応できない。市窓口では、各解決方法の概要を説明し、弁護士等に相談するよう勧める程度しか、現在の財政的・人員的状況ではできない。	
小矢部市		相当に専門的知識を要する事務であり、事柄の内容からも市町村で対応する事務ではない。
南砺市	相談体制の整備 多重債務実務担当者研修会 ネットワークづくりと連携の促進	
射水市		組織のネットワーク化により、相談・サポートしやすい体制を県レベルで構築していただきたい。

石川県

団体名	Q16	Q18
金沢市	貸金業法等の改正により貸し渋りやヤミ金融の横行等が予想される中、自治体のみでは多重債務者が全国230万人以上といわれる問題に対応することは困難であり、「みなし弁済」規定等を放置して問題を拡大させた国をはじめ、県、関係機関・団体等の積極的な関与・支援・連携が必要不可欠である。	
輪島市	多重債務問題に対し専門的に無料相談を受け付けている機関との更なる情報交換と連携が必要	
珠洲市	多重債務問題等は地元相談窓口ではなく直に県センター等に相談すると思われる。また、当課においても専門知識がない。	
羽咋市	都市部での専門機関対応が飽和状態であることは存じているが、一律に地方（小規模自治体）にも同様の対応を要求するのは疑問である。	
かほく市	相談件数が少ないため事例経験は少なく問題点等の把握しにくいが、関係課と連携を検討したい。	多重債務問題相談業務についての事例が少ないが、問題点等の把握に努め、関係課と連携を検討したい。
津幡町	国・県に専門窓口があればよい。 町民の相談者とは町内のどこで出会うかわからないので相談しにくいようだ。	
中能登町	担当課よりも福祉課や総務課に電話がかかってくることが多く、また「直接弁護士に相談したい」「裁判したい」という内容が多いので、かかってきた課で無料法律相談窓口など紹介している。	

福井県

団体名	Q16	Q18
福井市		多重債務問題は、原則として借主の責任である。こうした借主は数ヶ所から借りるのであるから、業者間での情報ネットワークを作り、3ヶ所以上からは借りられない、又3ヶ所借入れの場合、借入れ金額の上限を設定するシステムを構築することが大切である。
敦賀市	弁護士等に依頼する費用すらない者の相談であるから、費用の問題を越えなければ問題は解決しない。	
大野市	借入状況、返済状態を充分に調査した上での貸付システムは業界で考えられないのか。 相談者本人が無気力な状態、また現状を把握して来ないためなかなか解決に進まない。	
勝山市	長期的な金銭支援及び教育が必要な相談案件である。	
坂井市	現在、一般職員が相談業務を担当していますが、専門的知識もなく相談のたびに県消費生活センターに問合せしている状況なので、今後は、専門相談員を配置し相談窓口業務を充実することが自治体として重要だと思います。	今後、末端の自治体に求められる取り組みが、今以上の人的配置や能力を求められるならば、財政負担も強いられるものであり、その場合は、国等において何らかの財源補てん措置を講ずるべきと考える。
池田町		通常の消費者問題よりも高度な知識を必要とするため、兼任担当者では対応が困難である。また、相談の内容の性格から、相談者が自市町村以外に相談することも多いので、各市町が相談業務に応じるのが困難なことがある。

山梨県

団体名	Q16	Q18
甲府市		問題が複雑化するのに伴い、より専門性が求められるとともに広域的な対応も必要になると考えられる。
大月市	厳しい財政状況と人手不足で、職員はいくつも業務を兼務し消費生活問題の専任者はいないため、対応に必要となる専門的な知識を有していない。また、市の無料法律相談は月2回のため、相談日以外は他の相談機関を紹介するに止まっている。	
甲州市	専門的相談員を配置できないため、ワンストップで対処できない。	
鰍沢町		多重債務問題は、深刻である。法律を徹底した方がよい。
南部町		専門知識を持つ職員を有する県の消費生活センター等で対応していただきたい。
忍野村		多重債務問題に関わらず多くの消費生活問題があるので、全てを含んだかたちの相談窓口を県主導で地域ごとに設置して頂き、各市町村の担当はそちれ連絡して被害者自ら相談に行くほうが良いかと思います。

長野県

団体名	Q16	Q18
松本市	当市の現状では、多重債務に陥る原因として「リストラなどによる生活苦の解消」を挙げる人が全体の半数をやや超える。そういった人が生活保護を受けられるよう法改正してほしい。 義務教育課程の「金銭教育」を1つの教科にするよう法改正してほしい。	
上田市	グレーゾーン(高利子)をなくす。 安易に借りられるテレビ宣伝の規制。 金銭教育(消費者教育)の徹底。	本業務が市町村の事務となった場合には所要額について交付税等の財源処置が必要である。
岡谷市	自己破産等の申立書の作成は専門家に依頼しなくても個人でもできるので、消費生活センターでも対応してほしい。	
飯田市		多重債務問題は、広報や教育に関する部分を市町村が担う(財政負担を含む)ことはできても、相談業務についてはその専門性の高さから市町村の対応では困難なため、国・県レベルでの対応が不可欠と考える。
諏訪市	無料電話相談以外に面談による相談窓口が必要であると思います。また、専門知識がある者でないと多重債務問題の相談は困難です。	多重債務者の問題は社会問題化しており、法律所管及び業者監督の責任上からも国としての統一見解に基づいて救済策の実施・セイフティネットの整備・相談体制のあり方等を決定した上で、自治体を窓口とするような仕組み作りが必要ではないかと考えています。相談担当者の育成や設置についてもその枠組の中で明確化すべき内容と思われます。
駒ヶ根市	消費生活センターが設置されている市町村とそうでない市町村とでは相談者の利便さにかなり差があると思われる。そのことをさておき各市町村に応分の負担を求めるのは早急。ただ現実問題として多重債務者を減らす施策は必要であり、関係各部署との横の連絡を密にする必要性は感じている。	
大町市		専門知識の習得が困難である
塩尻市	多重債務に陥るには、本人が原因の場合と、本人が原因でない場合のものがあります。前者の場合には金銭教育を国で行っていただきたいと思います。後者の場合には理由がいくつかありますので、一概にどこで対応するともいえません。本人が困り相談されたら、相談されたところで責任を持って専門家と連絡をとっていくしかないのではと思います。しかし、そこで困る事は経費のことです。法律扶助制度以外にもいくつかの制度があればと考えます。	人事担当…人事面では人員を減らしている現状なので、正規職員は難しい。現在は何とも言えないので、今後検討していきたい。 財政担当…財政面では財源が減少している現状なので、予算を削減せざるを得ない。自市の負担は難しい。
立科町	同じ町内では相談しにくいのでは。	
下諏訪町		当町にあっては多重債務問題を含め、一般相談事業の中で対応していきます。
原村		専門的知識を必要とし、アドバイスが難しい。又、職員の削減により対応する職員が兼務のため、相談に対応しきれない。
阿智村		住民への周知と業者の取締りで予防していくべき、事業の許可をする段階で抑制できないか。
筑北村	相談に来ることもできず、債務が多大になっていくケースへの対応、表面だっていないケースの把握	
小布施町		法律的知識に基づいた対応が求めれていることから(金融業の)監督責任を有する国・県の責任で対応するべき。 県消費生活センター等で対応がなされるべきと考える。
小川村	多重債務問題に限定される相談者は少ないが、借金をしてしまったというような思いからなかなか相談しなかったりして、問題が表面化しずらい。身体的・精神的に不自由な方も多く消費生活相談窓口よりも福祉の窓口へ行かれる場合も多い。	

岐阜県

団体名	Q16	Q18
岐阜市	多重債務相談窓口として消費生活センターが対応しているが、その他、市民相談室でも暮らしの相談の中で、金銭貸借の相談(借金の相談含む)を受けている。ただし相談内容の分析は行っていないので、金銭貸借の相談の内、多重債務が何件あるかは把握していない。	
大垣市	多重債務に関する知識・情報・相談先などを網羅した専用ホームページを開設していただきたい	
多治見市	専門知識を有する職員がいないため、助言等、その場で相談者への対応ができない。専門職の配置は必須条件である。	無節操に貸出す側に責任がある。
関市	高度な専門知識や情報収集するための設備が必要であるため市で対応することが現時点では困難	
瑞浪市		多重債務の相談は、専門的な法律知識と経験が必要であり、市では他の相談機関を紹介することでしか対応できない。
美濃加茂市	多重債務に関しての相談を受けていない。	

可児市		現状では、県・市町村それぞれで相談業務を行っているが、相談件数の増加により相談員の増員等の対応をすれば財政負担も増大する。国・県においても監督責任があり市町村の財政負担に対して相応の負担をすべきである。
瑞穂市	多重債務相談は、即回答がほしい電話が多く専門知識がないので、他の機関等を紹介してしまう。	
下呂市	相談者は、プライバシーの問題で、顔見知りの地元自治体には相談しずらい。	
垂井町	多重債務等の相談は、顔の知れた町内で相談する人は居ません。 多重債務にかかわらず、消費生活センターの連絡先を聞かれるケースが多くあります。	
輪之内町	多重債務問題相談がないので分からない。	多重債務問題相談がないので分からない。
安八町	相談件数は少ないが、今後増加することが予想される。しかし、専門知識を有する職員がいないため、迅速な対応は困難であることが予想される。	
揖斐川町		現状、相談件数は0であり役場として逼迫した対応はまだ必要ないと考えている。相談の動向をみて検討したいと考えております
北方町	現状、専門的な知識を持った職員が育成されておらず、またその確保ができない。	
富加町	役場に専門知識を有している職員がいないことがわかっているため、他の相談機関を照会するケースが1件あっただけである。	
白川町		町内でも、多重債務問題を抱える方はみえると思うが、行政に対して相談を持ちかけてくることはない。他の相談機関等へ相談する傾向にあるのだと思われる。 広報等で、多重債務相談があるというお知らせをするくらいの対応しかできないのが実情である。

静岡県

団体名	Q16	Q18
沼津市	目前の問題を処理するため債務整理の方法が相談の中心になりがちである。しかし、多重債務を繰り返す事例があることからすれば、再び多重債務に陥らないようにするにはどうすればよいか、という被害防止の観点から助言する相談体制を充実させる必要がある。	
富士宮市	多重債務処理の問題だけでなく、今後の生活・危機意識等本人の意識が一番の問題である。カウンセリング等のケアも必要。	
伊東市	民事法律扶助機関の迅速さと資金力の強化	
磐田市		消費生活相談を行なっている市窓口で行なうのが、市民との距離も近く好ましいが、業界をかかわらしめないと、業界は貸付と債権回収にのみ注力し、その適正な貸付に無関心になるおそれがある。 多重債務の原因は、債務者の借り方や金銭感覚によるところが大きいと思われるが、業界の方針にも問題があるところであり、この点に鑑みて業界を監督する立場にある国・県が関わるべきである。市窓口とした場合、破産宣告の手続の説明など対処療法的な対応しかできず、問題の根本的な解決にはならない。
御殿場市	ヤミ金は住所不明のため弁護士から断られるケースが多い。そのためヤミ金のみセンターが対応している。	
袋井市	債権者自身も基本的な金銭管理や認識が必要であり、消費者教育が必要。関係機関との密な連絡調整を図り、気軽に相談できる体制づくりをしてまいりたい。また、ワーキングプアー等社会的問題も大きい。	
下田市	人員不足の為困難で専門的な技術もなく現時点では不可能	財政的に苦しい
裾野市	専門の知識と時間がかかるので、まずは県レベルで専門の相談・解決窓口を作って、対応してほしい	
菊川市	解決方法について、分かりやすく(図解など)理解できるパンフレットや冊子があったらよい。	
伊豆の国市	相談内容が専門的知識を要するので専任の相談員の人選が困難だと思われる。職員は他業務と兼務なのでこの問題についての相談対応は困難である。	専門的知識を有する人材育成も難しいので、広域、県等との連携による相談業務を開く。
函南町	専門相談員が必要	
清水町		小規模な市町村において、専門知識を有する専任職員を確保することは困難であり、県レベル(出先機関に専任配置)で対応し、その経費については業界が何らかの対応をすべきと考える。
岡部町	キャシングなど安易に借りられてしまう、返せないと次を紹介する、破産宣告者であっても貸す等業界の体制とその体制等について指導等ができないのか。借主本人の借入(高利率)対する認識不足もあるのか。また支払に対する説明が業者から適格に実施されているのか。	
大井川町	若年層に多く,家族に黙っている例が多く、相談者は家族には知らせないで欲しいなどの意見が聞かれる。	多重債務に陥った人はフリーター、アルバイターが多いので、今後は就職情報も必要である。また、町クラスでは専門者を設置しても、相談案件は少ないので、県の相談窓口、弁護士、司法書士相談窓口と連携し、より強化した事業として欲しい。

愛知県

団体名	Q16	Q18
豊橋市	相談員が、相談内容等を聴取し弁護士会、司法書士会等へ紹介している。	多重債務問題相談業務では、市の段階では、これまでの経緯等を聴取して、弁護士会、司法書士会等へ紹介することまでで良いと考える。
岡崎市	相談業務のみでは解決が難しいものもあり、福祉・税・資金貸付担当などの協力も得て、総合的な対応をすることが必要と考える。	
瀬戸市	専門的な知識を必要とする、又、問題解決を目前に迫られていることが多いため、地域の専門家(弁護士・司法書士等)との連携が必要であると思う。	相談1件あたりの対応時間の長時間化(=対応可能件数の減少)が課題となっている。
半田市	福祉系の部署との連携強化が課題である。	
豊川市	消費者が容易に利用できるシステムにも問題があると思う。	多重債務問題の相談件数は、市町村によって偏りがあると考えられる。よって、例えば県単位で機能を集約させたほうが効率的・専門的な相談を受けることができると考える。
津島市		法律などで制度自体を見直さなければ根本的な解決は望めないと思われる。単に自治体の取り組みを強化しても経費が増大するだけであると考える。
常滑市		多重債務の原因は、個人にもあるが無理な貸付けをする業者に問題の多くがあるので,都道府県が対応すべき。又は無許可営業の取り締まりをすべきで都道府県警又は国が責任を持つべき。
知多市	現在、多重債務に関する知識がある消費生活相談員と、司法書士が対応し特に問題はないと思われるが、件数増加による対応については未定である。	
尾張旭市		現状においては、消費生活相談において適切に対応できているものと考えます。
豊明市	多重債務が解決されても再び同じ状態を繰り返す人への対策	
清須市		相談業務について、市町村単位では件数がそれほど多くない。広域単位(県単位)での相談業務を望む。
七宝町	当町においては、現在のところ相談を受けたケースがないので、国の今後の動きが気になる。	
蟹江町	どこまでが、行政として、立ち入ることができるのか疑問がある。責任の範囲	研修やどのように行政としてできるのか？不明な点がある。
美浜町	専門員、相談員がいないため近隣の消費生活センターの紹介にとどまってしまう。	
設楽町	現在も相談事例がないので、回答が出来ない。また、窓口が設置された場合、専門知識がないので、他の機関を紹介する程度にとどまってしまうのでは。	
東栄町		今まではそういった事例の相談を受けたことがありませんが、出てきた場合は住民の立場を考えながら対応したいと思います。
音羽町	多重債務に陥っている方は、誰にも相談できないのが現状なので24時間対応できるような電話相談窓口等があったら良いと思います。	
小坂井町		多重債務問題相談業務は、単に市町村内部の連携だけでなく、国・都道府県レベルでの問題解決のための法整備や制度をきちんと確立すべきである。

三重県

団体名	Q16	Q18
名張市	当市では、消費生活相談を含めた市民相談を担当する窓口として、職員3名配属されていますが、専門的な相談（多重債務相談を含む）は、専門相談機関（弁護士・司法書士相談）へ相談できる窓口を毎月1回開設しているという現状です。ですから、職員が直接多重債務の内容を詳細に聞いて、相談に応じることはできませんので、早急に専門の相談員を常設して、相談に応じられる体制作りを進めなければなりません。	
東員町	専門的な知識がないので、今後は専門的知識を要した職員等が必要と考える。	
大台町		現在その事例がなく、今のところ県に情報を頂きながら対処していきます。
御浜町	専門的な知識を有した人員の確保の必要性	

滋賀県

団体名	Q16	Q18
大津市	現状では消費生活相談の対応に追われており、多重債務相談について対応するのは困難である。人的整備と財政的整備が必要である。大津市においては財政的に確保することは困難なため、国ならびに県において支援が必要であると考える。	財政課 市民の安全・安心を図る観点から、相談体制の充実を図ることは重要であると考える。しかし、市民感情等を考えた場合、多重債務の初期段階で率先して相談にこられることは少なく、最悪の状態になってからの相談に対処していかねばならなくなるため、各自治体でかなり高度な知識が必要となる。しかし、それだけのノウハウや体制を各自治体で維持していくことは、他の消費生活相談業務も平行して行うことを考えると難しい。
彦根市	生活苦が原因の債務の場合、再び借金をしなくてもすむ安定的な生活をおくれる国レベルの施策が必要と考えられる。	多重債務問題等の専門的な知識を要する相談業務にあたる人材の育成、確保に苦慮している。抜本的な対策が望まれる。
近江八幡市	小規模自治体では財政的・人員的に困難な問題がある。市税や保険料の滞納者で当相談窓口に紹介され多重債務が判明する場合があるが、相談者の中には地元の役所では相談するのに抵抗がある方がおられたり、また、ケースによっては精神的なカウンセリングが必要になる方もおられる。こういったことを考えると市町村レベルではなく県レベル（県内1箇所だと交通費も負担できない相談者がいるのでできれば振興局（県事務所）管轄単位くらいで）で、弁護士、司法書士、カウンセラー等専門家による相談機関を設置していただき、市町村の相談窓口と連携していただくのがよいと考えます。	今後、多重債務に関する相談業務が増加すると予想されますが、予算や人員を削減していかなければならない本市にとっては十分な対応ができなくなることが考えられます。
草津市		多重債務問題相談業務については、他の相談機関等を紹介する場合と、解決方法を検討し助言するまで関わる場合とでは時間的にも大きく変わってくる。今の体制では相談機関等を紹介するまでに至っている。まずは、国が人材育成をし都道府県が適正な人数を配置し進めていくこと。その場合も都道府県担当者と弁護士会・司法書士会・警察等が連携を取り合い、進めていく体制を整えないと大変むずかしい。
守山市	きめ細かい対応をする程、相談員の負担が増加する。相談者の中にはDVや精神障害等様々な問題を抱えている場合が多く、消費生活相談窓口だけで処理しきれない複雑な問題を処理する必要があり、相談処理について各課連携するには職員の研修が不可欠である。多重債務相談処理は債務整理だけではなく債務整理後の生活再建に向けてのフォロー（精神的な面も含めて、場合によっては医療機関との連携も重要となる）が重要であり、債務整理後のアドバイスを含めて専門的に相談を受ける部署（機関）を設けることが望ましい。また、多重債務というセンシティブな内容の相談は市役所では身近すぎて却って相談しにくい、という面もあることから専門的に相談を受ける部署（機関）は地域振興局単位に設けることが望ましい。	
野洲市	多重債務の取り組みには全職員の意識と連携が不可欠であるため研修と連絡調整会議等の整備が必要	
米原市	いつでも連絡・相談できる弁護士や司法書士がいないこと	

京都府

団体名	Q16	Q18
京都市		現在京都市では，市民生活センター等において，多重債務問題についても可能な範囲の対応を行っている。国の「多重債務改善プログラム」において，地方自治体の役割をどうように位置づけるかについては，今後更なる議論が必要と考えられるが，その際には自治体に負担増を強いるような議論に偏らぬよう留意されたい。
福知山市	国や監督官庁が専門知識を持っている弁護士会や司法書士会などの協力を得ながら取り組むことが望ましい。	法の所管は国、業者の監督は国と都道府県であり、市町村は、租税公課等にかかる債権の保全責任と住民の生活安定、再建のための相談業務に関する総合窓口としての役割は担うが、多重債務の救済そのものを市町村固有の業務とし、専門の職員を固定的に配置することにはならない。 したがって、一つは現在市町村で取り組んでいる定例的な弁護士や司法書士の委託相談を国等の負担のもとに充実すること、もう一つは、住民との距離が近い小規模市町村ではプライバシーの面から相談することに抵抗を持たれる場合があることや、市町村には租税公課に係る債権者としての立場もあることを勘案し、国、都道府県、弁護士会、司法書士会等において常に専門的な相談が受けられる環境を充実することが重要であると考える。
綾部市	近隣に無料の専門相談機関が必要。	
宇治市	弁護士会や司法書士会及び行政とのネットワークの構築、再発防止策の構築	
向日市	相談者に多重債務に至る経緯等も詳しく聴取しなければならないし時間的にも無理である。	
八幡市	積極的な役割を果たしていく上においても、相談員配置補助制度の確立が必要	格差社会の是正のためにも更なる、利息制限法の金利引下げが必要。相談員と弁護士・司法書士との連携の強化。
京田辺市	多重債務に陥った方は、無料法律相談窓口（人権啓発課）に相談されることが多く、消費生活相談窓口に来られることは少ない。相談員を委託しているため、相談日以外の対応は困難。また、消費生活相談に来られてもすでに深刻な問題になっていることが多いため、弁護士を紹介することとしている。弁護士相談の日を増やす必要がある。	
久御山町		消費生活センターを充実させ、専門的相談窓口の設置を願いたい。
井手町	小さい自治体では、相談に対して適切な対応はできない。	利息制限法の更なる利率の引き下げ。個人向けの特例措置の見直し。出資法の一般利用者の適用の排除。
笠置町		小さな自治体で相談業務に対応できない。今後も人員削減により益々困難になる。
精華町	多重債務の問題解決には、相談から対応までのスピードが重要であり、専門知識を持つ者が対応し助言を行うべきである。	

大阪府

団体名	Q16	Q18
大阪市	多重債務問題に関する相談は、専門的相談機関が対応することが求められると考える。	
豊中市	多重債務に関しては、市法律相談、弁護士会、大阪府貸金業相談室を紹介している。	
池田市	消費生活センターでは、時間・人員とも不足しているため、他の相談機関を紹介する程度で終わっていることも多い。①プライバシーの問題もあり、本人が積極的に話さない限り聞き出すことも困難②本人自身が借入額、返済額など把握していないことも多く実態がつかみにくい。③再度借金を繰り返さないための指導が必要	相談者が二度と多重債務者に陥らないことが解決であるため、カウンセラー・弁護士・司法書士等専門性を有したチームでの対応が必要
泉大津市	相談者が自らの債務状況を把握していない場合が多く、専門家に依頼するのがベストと考える。	
貝塚市		多重債務問題に関する専門的な知識を有する人材の育成・確保は困難(人事課)
守口市		多重債務に陥らないよう国民に対する啓発、学校・社会教育が必要。結果、相談業務との連携が必要ではないか。
枚方市	多重債務に陥る原因は様々である。債務整理の相談の外、警察・行政・弁護士等関連機関のネットワーク化が必要。	
茨木市	当面の債務整理だけでなく生活再建の取組が不可欠で、相談だけでは根本的な解決は困難である。	

八尾市		弁護士費用が一般的に高額だと思われているため、債務整理を相談せずに諦めている人が多い。弁護士費用をもっとオープンにし、任意整理の費用は安く、分割払い等の支払い方法もあることを、広く宣伝すべき。
寝屋川市	多重債務相談専門窓口の設置に関しては、消費者が身近に相談できる距離であることが望ましいと考えます。 仮に消費生活センターとするならば、次の4点が課題と思われます。①人員の増員が必要です。特に多重債務については、丁寧な聞き取りをしないと、背景が見えてこないなど聞き取り調査に時間がかかるからです。②福祉関係の他にも、各々連携を取る必要があります。③多重債務を処理する上での、消費生活センターの立場を明確にする事。仲介とした場合、請求が止められ、斡旋ができる基盤を周知させていく方事が必要です。 ④セーフティネットの必要性があります。	多重債務に関する相談件数は、毎年上位ランクに位置付けされています。啓発等に努めていますが現状は改善が見られません。相談者の中には債務に関して認識不足の方もおられ悪質業者(ヤミ金)に関わってしまうこともあります。悪質業者排除のための法的整備が必要と思います。
大東市	専門の相談窓口の設置が必要。行政全体として対応すべき問題。首長の判断で市の財政もうるおう。	
箕面市	金融庁が主体となって、多重債務者からの相談体制を確立していただきたい。	金融庁が主体となって、多重債務問題解決のため、迅速に法律改正や施策をとり行っていただきたい。
門真市	「生活再建相談」として多重債務相談を『北河内地域労働者福祉協議会』へ委託し、年度上半期開設。 （当課産業労働グループ所管） 17年度 393件	
摂津市	当面の生活信金に困って、サラ金からわずかなお金を借りたことが、多重債務者に陥る多くのきっかけです。又、「ワーキングプア」と言われる働いても生活できない低賃金の雇用形態を改善し、働いた内容、時間に見合う賃金が得られるような制度の確立を強く望みます。	国及び都道府県が対応すべきと考えます。
高石市		多重債務問題は貸し方である金融業界側に大きな問題があったのはもちろんだが、借り手のモラルの低下(安易に借りすぎる)のも大きな要因であると考える。そういった形で多重債務者になった人に対しては、生活が苦しくなったから、今お金が必要になったからと安易に借りるのではなく、返済計画等を考えて借りる、自分の収入に合った額しか借りないとか、そういった指導教育が必要ではないかと考えます。
藤井寺市	現在多重債務の相談は市民相談の一環で伺い、法律相談や大阪府の貸金業相談室を案内しています。返済能力のない人に対して多額の貸し出しを行うことも問題を大きくしていると思いますので金融機等に対し監督権限をもっている機関で相談窓口をもっていただき、連動する形で業者の指導を行っていただきたいと考えます。	
泉南市	多重債務問題は家庭等の複雑な問題が絡むことが多く、市町村のレベルで解決に導くことは困難であると考えます。専門性が高いことから国や法関係機関が連携して適切な部署の設置を望みます。	
四條畷市	多重債務に陥った原因を究明し、解決と共に生活再建まで相談に乗らなければ本当の解決に至らないので専門的・継続的に相談できる所(府内)を設置する必要がある	
交野市	Q14の④は多重債務者の身近な所で行われることが望ましく、市町村の窓口に相したアドバイザー必要と考える。財政的支援を望みたい。	多重債務者に対してその解決(アフターフォローも含め)を行政が支援することにより再発防止と ″困ったときに助けてくれた行政〟 に対し納税意識や社会保険料との納付義務も強まると考える。ただこうした意識は担当行政職員にとどまり行政職員全体にまで意識されていない。首長を始め行政職員全体の意識改革が望まれるところではないかと考える。(消費生活相談員より)
阪南市	最近、相談・問合せの件数が増えつつあり、司法書士・弁護士等による無料相談の充実を望みます。	
田尻町		多重債務問題の深刻性は認識しているが、自治体での対応は財政的・人員的にも限界がある。

兵庫県

団体名	Q16	Q18
神戸市	国において、直接対応できる専門相談室を設置していただきたい	自治体(特に市レベル)に相談窓口を設置することは、人的・財政的に困難
宝塚市	多重債務にはヤミ金などが関係する場合も多く、警察・監督官庁の連携、取り締まり強化が必要である。	身近なところで相談、解決を目指すことは理想であるが、日々の相談にも新たな課題が発生しているのが現状である。全国の市町村窓口で、相談処理を行うためには、国が人的、財政的に相当の支援を行う必要がある。
小野市	相談者が多重債務になる前に相談できることが望ましいが、その体制作りが困難と思われる	
加西市	相談者が多重債務になる前に相談できることが望ましいが、その体制作りが困難と思われる	
たつの市		H19年度より相談料助成に対する事業を計画しているが、自治体に対する補助メニュー等財政支援をお願いしたい。

奈良県

団体名	Q16	Q18
奈良市	他の無料相談の専門機関の設置を望む。	今、実施している消費生活相談でも多重債務者の相談を受けており、多重債務を専門的に取り扱う窓口等に関しては業者を監督する国及び都道府県の事務として行うことが望ましい。
大和高田市	グレーゾーン金利の廃止により、金融機関の貸し渋り等が懸念される。救済措置の検討が必要。	全国的な社会現象であり、市町村レベルでの対応は限界があり、また、不適切と考える。
天理市	弁護士・司法書士による無料相談の機会を増やしてほしい	
橿原市	深刻な問題なのでもっと他部門との連携が必要	
香芝市	現在、消費生活相談の一部として受けているものであり、今後も仔細に対応できるかどうかは未定	金融業界に対する指導・監督権限を有する監督官庁が相談業務と指導監督を連動させ一体的に是正措置を講じていくべきであると考える(財政課)
宇陀市	一般事務として相談業務を行うため、専門的な知識が欠けるためにスキルを高める研修等が必要考える。	
三郷町	学校教育や家庭教育での必要性	
川西町	財政が厳しいので何とかしてあげれる財源が無い。	基本的には、個人の責任において、そうならないように心掛けてもらいたい。
田原本町	町役場は、各課のつながりが深く、連絡が取りやすいのが良い。	弁護士費用等について、法律扶助制度を使えるかどうかきわどい相談者のための低利融資制度があれば、隠れ多重債務者が相談しようという動気付けになるので、自転車操業に陥らないうちに、整理可能になるケースがあるように思われる。(例:岩手県や岩手県信用生協の取り組み)
吉野町		相談窓口の周知、啓発

和歌山県

団体名	Q16	Q18
橋本市	多重債務問題の相談業務については、その分野の専門知識を要することやプライバシーに深く関わることから担当職員では斡旋や助言を行える範囲を超えている。そのため早急な弁護士相談を勧めるが、市(管轄:市民課)の法律相談会はもうその時点で受付が終了して(定員に達して)おり、実質直近に相談できない状況にある。家族や職場に内緒にしながら自転車操業に陥るため、相談機関の周知をさらに広げることが必要と思われる。	【財政課】市町村において多重債務の相談業務を行うメリットは市町村民税の滞納に関する対応や自己破産する場合の生活保護の手続きなど、横の連携が迅速にできるということであるが、財政状況が深刻な現在、追加的経費や人材育成については国・県の支援が必要である。 【職員課】市役所内に多重債務相談窓口を常設し、市職員が専任の相談員として相談業務を行うのが住民サービスとしては理想ではあるが、相談内容によっては高度な専門的知識を必要とするケースもあり、市職員では必ずしも相談者のニーズに対する的確な回答ができるとは限らない。もし今後、市町村に相談窓口の常設が要請され相談業務も市職員で対応するのであれば、人事担当課としても専門的知識を習得するための研修を実施する必要性がある。ただ相談業務を行うには民法等幅広い法律知識が要求されるため継続して研修を実施して知識をメンテナンスしていく必要があり、市単独で研修を継続していくには無理がある。ついては、業者を監督している国及び都道府県の負担において、法改正等の情報提供を含めた研修を定期的に実施していただきたい。
有田市	トラブルを解決する責任は本人(相談者)にあり、行政はあくまで助言者であるという立場で対応するべきである。	市町村段階で積極的に解決に乗り出すと、本来個人の責任において処理する部分まで行政にすがったり、行政の責任であると解釈する住民が出る。市町村は相談や紹介にとどまる方がよい。
かつらぎ町		特段専門的な助言はできなくとも、メンタル面でのサポートができる程度に傾聴し、気持ち和らいだところで他の相談機関へつなげれば、と心がけています。自己の判断の参考と情報提供になればと思っています。

すさみ町	(現状)町の規模が小さいため、行政への相談は少なく現状を把握することが困難。町社会福祉協議会が実施する「なんでも相談」や月に1回開催している顧問弁護士による「法律相談」に相談者が来所している。	
北山村	相談件数がないので関心が少ない。	専従の職員がいないので相談事例が発生したときの対応が困難と思われる

鳥取県

団体名	Q16	Q18
鳥取市	現在、「くらし110番相談室」(NPOに委託)を設置し、消費者相談を含む相談を全般に受けているため、特定の相談事項のみを特化して対応するのは困難である。相談員のスキルアップが課題。	
北栄町	現在、町に多重債務に関する相談は寄せられていません。職員が専門知識を持っていないことから専門知識を持つ機関に相談していただくのがよいと考えています。仮に相談があり、関係機関に同行を求められた場合は、その状況に応じた対応をすることにしています。	
大山町	多重債務は自己責任で解決すべき問題であるため、町単独での対応は特に考えていない。	多重債務になってから対応するのではなく、多重債務にならないような法整備等、制度的な整備が必要ではないか。
南部町	南部町では、社会福祉協議会が主催で月に1回「なんでも相談」があり、そちらでの相談はあるのかもしれないが件数等は不明。18年度においては担当課での多重債務問題の相談は0件。	
日南町	消費相談件数では多重債務相談は少ないのですが、高齢者の多い町でもあり一人で抱えて相談されない方なども実際にはおられるのではと思う。また、行政機関の身近さが逆に相談しにくい雰囲気を作っていることもあり、外部の専門相談機関のPRにも努めたい。	専門知識をもつ専任相談者をおくことは難しいことに加え、住民も顔の見え過ぎる行政への相談はしにくいようです。

島根県

団体名	Q16	Q18
浜田市	専門家への相談がよりスムーズにいくよう、相談カードを作成し専門家へ聴取したことを情報提供する体制は作っているが、プライバシーにかかわることなので、相談者は市の窓口を通さず、じかに専門家に相談することを希望されるので、結局相談機関の電話番号を案内するにとどまるケースがほとんどである。	【人事課】専門知識もなく、人員の確保が十分ではない中では、責任を持って解決にあたることは困難。また、市町村が独自に専門知識を有した職員を確保することが、他に相談機関がある中で本当に必要かどうか慎重に考える必要がある。 【財政課】業者を監督している国及び都道府県が主体的に弁護士・司法書士・関係団体と連携を取りながら対応すべきである。合理的な理由のない市町村への負担の押しつけは看過できない。
出雲市	【現状の問題点】 市の一般職員では、専門的な知識が少なく、適切に相談業務を行うことが難しい。 専門的な知識をもつ相談員が不足している。 【今後について】 広域でもいいので、公的な専門相談窓口の充実。法テラスでの専門相談窓口の開設を希望。 適切な相談窓口のPRが必要だと感じられる。金融会社のテレビCMに相談窓口もあわせてPRしてはどうか。	
安来市	高齢による判断力の低下や障害者への対応が早期・継続的にできないか。(ボーダーラインの方にも) 過疎山間地では、訪問販売等に対して近隣に助力を請うことができない。	
江津市	昨年12月から,弁護士と連携して、多重債務者相談窓口を設置していますが、現在まで、相談の実績はありません。「引き直し計算」により、返還を請求する場合、裁判になることが、予想されるので、弁護士や資格のある行政書士でないと、市職員での対応は、難しいと思います。	個々の権利、人権に関することなので、市町村の窓口で、あやふやな対応は難しい。
雲南市	対応の前に、出資法と利息制限法の金利の規制を一元化しもっと下げるべきだ。	対応の前に、出資法と利息制限法の金利の規制を一元化しもっと下げるべきだ。
津和野町		本町においては平成21年から平成22年が財政的に困難な時期と考えております。現段階において必要性はあると考えますが新たな経費の捻出は困難です。当面現行体制の中での対応をせざるをえないと考えております。
吉賀町	小規模町村での対応は、財政的、人員的に困難。	
西ノ島町	小さい町村では、相談件数もほとんどなく専門的知識を有するものを雇用することは困難である、また、ノウハウの継承も困難。	
隠岐の島町	消費者問題の相談窓口は常時設置しているが、多重債務についての相談はほとんどない。しかし、消費者センターにおいて本町住民からの多重債権についての相談が多数寄せられていることから、深刻な問題として受け止めなければならない。しかし、専門的なことになると本町では対応ができないのが現状であるため、年数回の消費者問題専門相談等を開催できるような支援をしていただきたい。	

岡山県

団体名	Q16	Q18
岡山市	①リストラ等社会的要因によるものと個人的な責に帰すものとの差別化が困難。 ②ワーキングプア等収入不足に起因するものは、相談によって問題解決したとしても、あくまで一時的な対症療法に過ぎず、問題の根本的な解決にはならない。(一時的な貸付も同様に新たな借金を残すだけである)基本的には社会政策の問題と思う。	多重債務問題については相談者によりその原因も状況も様々であり、また専門的知識を必要とすることから、相談・助言の範囲の中では対応可能であるが、その具体的な解決にあたる人材の育成・確保を自治体ごとに行うことは困難であると考えている。早急に弁護士会等の関係機関や各地方公共団体を含めた国・県レベルの仕組みづくりを行う必要があるものと考えている。(人事課)
倉敷市	行政の責務は、多重債務者に対し解決方法のアドバイスや専門機関への紹介を行うとともに多重債務に陥らないための啓発であると考える。	
津山市	多重債務でも、少額であるが慢性的であるなど、司法書士や弁護士に相談するに至らない生活困窮者も多く、その対応について、当相談室において、家計管理や任意整理について助言、返済の目途を立てる手伝い、多重債務に陥らないよう生活の見直しなど、自立支援をしていく必要がある。(専門相談員の目標意見として)	現実に社会問題にもなっている多重債務問題について相談業務を行うことについては市民の生活の安全を守るという意味では必要であると考えるが、適切に対応するためには専門的知識や経験を有する人が必要であり、国の人的支援、財政的支援が不可欠である。(財政課担当)(なお、人事課担当も当意見に同意とのこと。)
笠岡市	弁護士でないと救えない	
井原市	「他の機関へ連絡する」との項目がありますが、「法テラス」との連携についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	
高梁市	多重債務については大きな問題だと認識していますが、一般職員では知識不足、専任の相談員を配置するだけの相談件数がないというのが現状であります。また、多重債務問題は法律が深く関わっていたり、緊急性を要することもあり、市が行っている無料法律相談や、県消費生活センターを紹介するという対応を行っています。	
久米南町	現在の時点では相談はないが、対応策を検討しておくべきだと思う。	
美咲町	行政に具体的な相談はない。	

広島県

団体名	Q16	Q18
広島市	相談から具体的な解決まで一貫した対応が可能な窓口を国・県が設置するべきである。	
呉市	民事相談の場合の限界がある(どこまで行政が介入，斡旋すべきか)	消費生活相談担当課(市民生活課)とつど協議要
竹原市	多重債務については急を要し，また専門的な知識も必要とするため，とりあえず窮地を脱する助言しかできないが，可能であれば相談者が現実と向き合うための様々な知識を教示し，長期的な視野に立った解決策を自らが選択する機会を与えることが，本人の今後にとって大切であると考えます。	
府中市	解決情報の助言を行い、他の相談機関の紹介をする。	あくまでも、自己責任で対応願いたい問題だが、法の整備も必要と考える。

東広島市	債務整理のみが多重債務者問題解決の方策ではなく個別の相談事例についての関係各部署ならびに社会福祉協議会をはじめとする社会福祉関係諸機関、法律専門職、警察等との連携は不可欠であると考えるが、しかしながら、多重債務に陥ることは、貸金業者の商業的、あるいは悪質な収奪的な貸付被害の結果であり、金融業界を監督している国及び県が関与しつつ行われるべきである。	
廿日市市	多重債務問題について、最終的な相談処理機関としての機能を市が有することは非常に難しく、各処理機関への紹介を主とする窓口的な役割を担うべきであると考える。従って市としての今後の責務と課題は、市内に数多く潜在するであろう多重債務者を一人でも多く救済するための突破口となる相談処理機関、或いはそれを紹介するセンターの存在をより広く周知すること、これに尽きると思われる。	
安芸高田市	多重債務に関する啓発チラシ等の作成・県内自治体を対象にしたリレー講演等の開催	多重債務に関する相談については、専門的知識を有し適切なアドバイスが求められることから、そういった学習機会が必要である。
江田島市	現状は，県生活センターに連絡を取り指導を受け，県生活センターに行ける相談者は，紹介し，行けない相談者には，借入経過や原因等の聴取をして県生活センターにファックスし，指導を受けています。市独自で多重債務問題相談業務を行うためには，財政的・人員的や専門的知識を有する人材の育成と確保が必要と考えます。	簡単に融資が受けられることに問題があり，更にブラックリストに載っている者に対しても融資する業者がいることにも問題がある。自己破産すれば債務が整理できるシステムにも問題がある。
海田町	多重債務問題の解決だけでなく，問題を抱えるに至った原因（借入理由）の改善が不可欠と考える。	
熊野町		町単位では、多重債務に関する相談はわずかなものであり、窓口設置のための専任者配置は困難である。
安芸太田町	これから本格的に相談業務を開始する予定だが、町の財政的問題等で相談員を設置することは困難と思われるので、実際に相談に来られた際に状況等の傾聴等ができるよう、もっと研修等を受講していく必要があると思う。また、相談に来やすい雰囲気作りや広報も必要だと思う。また相談があった際は県生活センターへの連絡を行うことになると思われるので、よろしくお願いします。	多重債務問題相談用務は、特に専門的知識を要するため専門的知識を持った相談員が必要と思われるが、実際問題として中山間地域で職員も相談者も互いに顔見知りという状況の中では相談件数は少ないと思われる。専門員については財政的問題から設置することはまず難しい。もし相談が出た際には、県消費生活室のフォローが必要であるのでお願いしたい。
大崎上島町	現在、町内に無人契約機等の設置もなく住民からの相談も無いが、多重債務問題を抱える者が全くいないとは限らない。しかし、相談対応に必要な専門的知識等がないため、相談窓口利用の啓発を積極的に行えていない状態である。	
神石高原町		相談を受ける側の，確かな知識習得の機会と研修の充実が求められる。

山口県

団体名	Q16	Q18
山口市	現在、人員的に「引き直し計算」までは出来ないため、相談者から詳しい借入先、借入経過までの聴取はしていない。相談者が次の紹介機関にいくための準備や心の整理が出来るような聴取、助言はしている。多重債務者をなくすには、金利等の改善に加え低年齢からの消費者教育が大切だと考える。また、債務整理後に再度多重債務に陥るケースがあり、債務整理時には十分な消費者教育が必要であると思う。	
萩市	現状では時間的な制限があり、債務整理の方法の助言が中心となっている。多重債務に至った経過・原因を十分に聴取した上で、今後の家計管理等の指導をしていかない限り、根本的な解決にはつながらないと思う。ただ、結局は個人の責任であり、どこまで行政として管理できるのか、の判断も難しい。	
防府市	若年者からの相談が増加しており、早期からの消費者教育の必要性を感じる。業者が改善すべき問題は当然改善されるべきであるが、債務者の自己責任であることも徹底されるべきだと思う。	
岩国市	消費相談に占める多重債務の相談は多く、今は債務整理の方法と機関の紹介をしているが、もっと専門的に相談を受ける窓口が必要だと思われる。また、多重債務に陥らないように、他部局との連携および生活設計の啓発が必要だと思う。	（職員課）現状で専門職員を配置して対応することは困難であり、Q14の①②については、現状で対応することは一部可能であるが、③④を実施する場合には、専門のアドバイザー（非常勤）を県等が派遣し、その費用について応分に負担することは可能である。
長門市		常時設置となると、一市町村ではなく、県において相談窓口の専門職を配置して欲しい。
柳井市	多重債務の相談は、内容が多岐にわたるが、やみ金業者がらみの相談であれば、被害届けを警察署へ出すよう。また、貸金業者による債務の返済相談等であれば、債務整理にかかる問題であり、無料法律相談や弁護士等への相談を助言する。	
周南市	法テラス地方事務所単位程度でカウンセリング機能を持たせることが望ましい	業界、国の積極的な取組みを求める。市町村の負担は困難。
山陽小野田市	多重債務の相談の場合は無料法律相談を紹介しているが、その相談日が少ない。	
秋芳町	住民の顔が分かる状況で、地元の担当者に話しにくい面がある。	現状では、観光商工課商工労働係が対応しているが、隣接の市、町の合併が決定しており調整事項で方針決定する。
阿武町	以前、福祉関係職員を通じて相談があり、自己破産や成年後見制度について説明し、専門の機関の紹介もしたが、解決のための費用もかかるため費用の軽減措置等が図られることが望ましいと考える。	

徳島県

団体名	Q16	Q18
鳴門市		現況においては、財政の裏付けもなく、法律的専門知識を必要とすることから人材確保も難しい。/内容的にある程度の専門知識が必要とされることになるが、職員数の削減を進めている現状では内部での育成は困難である。また、相談業務と指導監督業務は連携すべきものであり、本来指導監督業務を行う国、県で実施する方が効果的ではないかと思われる。
阿波市		相談機関の充実を図る。
美馬市	現状としては、実際に窓口での対応をしたことがありません	
勝浦町	財政的・人員的・担当者の専門知識の問題がある。	
神山町	社会福祉協議会の「心配ごと相談」で対応のため把握できていない。	相談窓口は社会福祉協議会が「心配ごと相談」として対応してくれています。
海陽町		現在のところ実際に相談に来ていないので、本町での実態は把握しかねている。個人情報等のこともあるので慎重に対応していきたい。
板野町		簡単な貸付システムの見直しを図る。
上板町		新たに取り組みを求められた場合には、財政的、人員対応が困難と思われます。

香川県

団体名	Q16	Q18
東かがわ市	相談のあった情報でしか状況を把握できないため、市内で問題が深刻となっているか判断できない。 県の消費生活センターと情報交換をしていきたい。	業者への監督権がないため、対応は困難であると思われる。
小豆島町		収納対策専門部署を設置する予定であり、本件に関しても研究することは考えている。

愛媛県

団体名	Q16	Q18
松山市	多重債務問題に関して、多重債務に陥らないための生活設計や、借金返済が可能かどうか現実的に把握できているのか、借金の整理方法についての基本的な知識等、状況に応じた啓発活動がまだまだ不足していると思われる。	
宇和島市		多重債務問題は「高度の専門性」が必要であり、国・県が対応すべきものと考えます。
西予市	地方局消費生活相談窓口の廃止による相談業務の縮小、多重債務問題に対する相談員の研修会等がない	

久万高原町		現在のところ相談事例はほとんどないし、財政的にも専任者を配置するのは難しい。
松前町		専門的知識を有していない為、相談者が話す事を聞いてあげ、県か町の心配ごと相談へ紹介する。

高知県

団体名	Q16	Q18
高知市	多重債務関連部署、機関との連携が必要（福祉、法律家、精神保健担当etc）	
安芸市		専門的知識を有する人材の確保が困難であり、県や国の機関で取り扱っていただきたい。
南国市		現在の所、相談はありませんが専門的知識がないので学習が必要であると感じています。
土佐市	財政的要因から人員の加配配置、特に専門職等の設置については困難とされている。	財政が非常に厳しい状況から、現状の所管体制で対応するが実情である。
須崎市	経費負担については、貸付を行った金融業界が負担すべきと考えるが、十分な財政的裏付けが無いまま自治体に新たな業務を強いる事は受け入れできない。仮に、自治体に新たな業務をさせるなら、交付税ではなく、明確に分かる形で人件費をはじめとする経費の全てを保証すべきと考える。	多重債務は、個人の責任であるため、地方公共団体が一個人の民事的内容に関与するべきでは無いものと考える。現在のところ、多重債務に関する相談があった場合は、法テラスなどの専門機関に相談をするよう紹介することしかできず、カウンセリング等の対応は困難である。
宿毛市	多重債務問題は本市も例外ではないと考えますが、消費者問題窓口での市民からの相談・苦情を受け付けた事例がなく、他部局からの連絡（報告）もない現状にあります。多重債務者本人が市町村の窓口に相談するという意識が低いうえに、Q15の回答のとおり、市町村での対応は今後も非常に困難であると考えます。	多重債務問題が発生するまでに、監督庁が金融業会に十分な指導をすべきであると考えます。（多重債務となるボーダーを決めておき、その一線を越えそうな者には融資をしない等）
土佐清水市	近くに身寄りのいない認知症の症状が出始めている人への相談と、今後の予防策。	
香南市		多重債務になってからの相談業務になると、弁護士を始め専門家の分野になる。相談窓口を仮に担うとすれば、初期の段階が考えられるが、この場合も専門家の配置が必要。
香美市	解決方法や予防の指導を行うべきであり、経験が必要であるので専門嘱託職員を雇うことがよいと思うが財政的に困難	本人にとって苦渋な個人情報であるので、自ら相談してくるケースが少ない為対処に遅れる事がある
安田町	Q1,4,5,8は、多重債務問題についての相談が無いため、空欄としている。	
本山町	現在まで多重債務についての相談がなかったので対応していなかったが、今後相談があれば消費者行政担当にて対応できる状態にはある。	
大豊町	相談があった場合、アドバイスや紹介をするにあたって相談者にお渡しできるパンフレット等があればお互いによいと思う。	相談者が悪いものとして扱われ、親身になって対処していない事例が見受けられる。
土佐町	現在までに相談は1件もないが、クーリング・オフほど住民に相談出来る窓口の周知も出来ていないように感じるし、相談があった場合の対処方法も詳しくわからない状態である。担当者への具体的な対処について等の研修の場を設けて欲しい。	
梼原町	人口が少ないため、職員と相談者が顔見知りである場合が多く、地元役場職員への相談がある可能性はかなり低い。ただ、既に日常的に福祉分野でお世話になり、家計の内情が判っている人であれば、相談の有無に限らず、対応していくこととなると思われる。	

福岡県

団体名	Q16	Q18
北九州市	債務に関する消費者の自立・自覚が最重要であると考えることから、消費者教育の拡充が必要である。	
福岡市	専門的な知識を有していないと適切な対応は難しい。また，多重債務問題は，根本的な解決や原因究明が容易ではなく，カウンセリングが大切であるため，その辺りを含めた対応が必要と考える。	
大牟田市	雇用対策の充実により、自立した生活が再建できるような施策が必要と考える。また、浪費癖が見られる多重債務者に対しては、安易な債務免除は認めず、管財人制度や更正プログラムの整備などにより、継続的な管理下におき、借金を繰り返させないような取組みが必要と考える。	
直方市		財政状況が悪いため、自治体負担（人材の育成等を含め）は難しいと考える。
飯塚市	多重債務の原因の一つであるヤミ金相談で緊急を要する場合に実効性のある相談機関が必要	裁判所等の国の機関が措置すべき業務であって、市町村が対応する業務でないと考える
行橋市	消費生活相談員として、法律上の救済制度を説明し、展望を明らかにし、励まし、担当の機関に行くよう助言する。現在のシステムで今後も対応するしかないと考える。	
春日市	この問題は、消費生活相談の範疇外にあるものと認識しています。専門の知識が問われます。自治体職員、消費生活相談員を対象に多重債務問題に限った研修が必要です。	
大野城市	多重債務等の借金で相談に訪れる人は自己破産寸前など自分では解決不能な案件が大多数を占め、相談員の専門的なアドバイスにより、外郭団体（法テラスや法務局主催等）の弁護士・司法書士法律相談を案内せざるを得ない。しかし、その場合、相談日や所得制限による相談者が限られ、処理解決の大幅な遅延や相談待機者の増加が現実に起こっていることも事実である。以上の問題点を考慮すると早急に解決したいという相談者の願いには相反するものがあり、早い段階での消費者教育や常設の専門相談機関が必要かと思われる。	借手側（市民）の問題よりも、貸手側（ヤミ金利、無届業者等）の問題が大きいと考えられることから、自治体への対応を求める場合は相当な財源措置を講じていただきたい。
太宰府市		法整備が必要
前原市		県主催の出張相談日を設定、対応してほしい。（月2回程度）・場所のみ市が提供する。
うきは市	当市においては債務者が相談をしてこないという現状。専門相談員を配置していない市区町村には強力なバックアップと多重債務問題相談窓口開設の周知徹底が必要と考える。	
朝倉市	消費生活相談窓口では多重債務問題を扱っていますが、専門の相談機関ではなく困難な案件は他の相談機関に紹介している状況です。弁護士に依頼するにしても、自分で自己破産するにしても多額の経費がかかる現状をどうお考えでしょうか。	
宇美町	専門的な知識を持った職員がいないため、町での対応が無理な場合は県の消費生活センター等へ依頼している。	
志免町		人事担当課には現段階では相談はきておりませんが、本来ならば個人の金銭管理の問題であり、民事に介入する必要があるのか疑問に思います。また、若者が安易にキャッシングしないよう、教育またよりいっそうの業者に対する監督が必要ではないでしょうか。
粕屋町	貸し手は貸しすぎ、借り手は借りすぎである。	
二丈町	小規模自治体では、専門的な相談に応じるのは困難。専門的知識を要するものは、相談内容に応じて消費生活センター等適切な相談先を紹介している。	
大木町		他の仕事と兼務している。専門的知識を有していない。そのため、相談者の状況を把握し久留米市消費生活センターへつなぐのがやっとな状況です。
黒木町		国及び都道府県が対応すべきと考えるが、住民から一番近い市町村が窓口応対せざる得ない。
立花町	町村職員は担っている仕事が幅広く、市のように専門相談員もおらず、相談件数も低い。経験不足・知識不足で安易に相談に応じられないところもあるので、専門相談員が常駐する消費生活センターを紹介しているのが現状。	
赤村	多重債務に陥る前の防除が必要。	どこまで職員が立ち入ったらよいのか？
苅田町		借手の財政運営次第であり、一番の責任者は借手本人ではあるが、一旦、収拾不能の状況に陥った時点からは、そうなることを十分に想定の範囲に置いて、制度を設計している国及び運営している業界の責任も生じるものと思われる。よって相談、アドバイスといった最低限度のカスタマーサービスとも言える行為はその両者の責任で行うべきと考える。
築上町	町の一般職員は、1人で複数の職務を兼任しており、年間を通じて、イベント等の行事を開催しているため、対応に苦慮している。	

佐賀県

団体名	Q16	Q18
佐賀市	多重債務についての相談は、一度解決しても繰り返すことが多く、金銭教育の徹底の必要性を強く感じる 貸金業者の管理監督の徹底とヤミ金の根絶のために罰則と取り締まり強化をお願いしたい	法律扶助を受けてもなお必要な手続費用のために相談できない人がいるので、その対策を講じて欲しい。
鳥栖市	カウンセリング協会のように多重債務問題解決の実効性がある相談窓口を、各県に設置された法テラスを活用して全国に設置し、直接解決に結びつくケースを法律扶助制度とあわせて対応することによって増やし、自己解決への支援体制を整えたほうが良いと思う。	まずは、業者への監督が原則。市町村に権限はなく、個人の責任において管理すべきものと考える。
多久市	多重債務者の中には救済後も安易に借金をしてしまう方がいるので、カウンセリング等により、消費生活に関する教育を行う必要があると思う。	
伊万里市		17・18については、財政及び人事が把握している内容とは思えないため、同一担当の方で回答
武雄市		クレジット、金融に関する系統的な金銭教育が必要。老人会、高校などが県へ消費者教育の無料出前講座を依頼しているが、悪質商法に関連して若干触れる程度で充分な啓発ができていない。
鹿島市	専門の相談員による相談日を増やす方が望ましいが、財政が厳しい。	
神埼市		相談窓口は、住民にとって心理的抵抗が少なく敷居の低い市町村に設置した方が住民の利便性は高い。しかし、小規模市町村では職員の数及び能力の面で十分に対応できないため、国又は都道府県職員を相談員として派遣していただきたい。
吉野ヶ里町	専門的な知識を持っている人の不足と財政的に困難。	若者に多重債務者が多いと思われるので学校教育の必須科目にしてもらいたい。
基山町	安易なカードの使い方、銀行・信販系のカードでのキャッシングや買い物が重なることが多重債務につながっている。カードの枚数を制限したり、限度額の見直しなど、人それぞれに合わせた利用方法を広めてなくてはいけないし、広めていきたい。	
有田町	安易に貸付しないようにできないか。	貸付時の審査の義務づけを行い貸付を安易に行わないよう業者の指導や店舗の設置の規制等が必要ではないか。

長崎県

団体名	Q16	Q18
長崎市		Q2においては、「引き直し計算」に関する考え方の情報提供のみ。実際の計算など詳細は他の相談機関等の助言を得るよう教示しています。
佐世保市		当市では、窓口相談を受け助言をするに留める。
諫早市	利息制限法の利率が高い。	専門的基礎知識を要するため、担当者を定め研修が必要。その後に専門の相談窓口の開設を検討する。ただし、解決は弁護士・司法書士が行うべきもの。
平戸市	他の相談機関等（主に弁護士）を紹介した後の、相談者に対するアフターフォロー。紹介のみで終わっているのが現状。	
対馬市	専門的知識を有する職員がいないため、相談にこられても消費生活センターや弁護士に取り次ぐしかできないでいる。	
五島市		1会計年度の相談件数、内容は未知数であり、業務に対応する職員等の配置、予算措置は見込みがつきにくいところであります。
雲仙市	多重債務に苦しむ市民が増大していることは感じられるが、相談者の気持ちを察すると、町役場、市役所等顔見知りがいたり、税金を滞納している等の事情から来庁しにくい、相談しにくい状況であるのではないかとも感じられる。そういったことに配慮すると、県の機関での対応が良いのではないかと考える。	
南島原市		まずは、多重債務が発生しないような対策を講じるべきだと思う。相談業務に関しては高い専門知識と対策が必要なため市町村は取り次ぐ程度でよいと思う。
時津町	当町では相談数は少ないが実態は不明。また専任の相談員は配置されていないため、専門機関の紹介など対応が限られる。	
鹿町町	知識、教育が必要のため専門家による学校、社会教育、講座等の企画が必要である。	

熊本県

団体名	Q16	Q18
熊本市	多重債務に陥る原因には、高金利の負担を理解しないまま借り入れを行うといった行動も見られるため、多重債務に陥ることを予防する教育や万一多重債務に陥ったときの対処法、救済策などについての相談窓口や必要な知識、情報提供できる体制整備が重要である。さらに、根本的解決には相談者の生活再建について相談・アドバイスできる体制が必要となる。	
人吉市	多重債務相談については、複雑な法律知識を要するので、精通する専門家につなげているのが現状であり、今後もその体制を維持したい。	財政状況が厳しいなか、職員数を削減している事、また人事異動を5年間隔で行っている事から、専門スタッフを確保するのが難しい。
荒尾市	下記参照	
水俣市	多重債務に関しては、複雑かつ専門的知識が必要となるため、今後も専門機関との連携を図っていきたい。	住民からの相談業務の一環として対応しているが、専門（法律上）的知識が求められるため、さらに専門家に紹介しているのが現状である。今後の求められる人員削減を考えると、本来経費負担のあり方検討すべき。
菊池市	現在商工観光課商工労政係にて対応しているが、専門的分野のため指導の限界がある。	
宇城市	現在、相談窓口においては、債務整理についての説明や債務状況等の聞き取りにとどまり、弁護士相談のための準備という役割であり、また弁護士と連携しているわけではないので、相談者が解決へ向かって手続きを進めているかは不明である。そのため、市民生活を支援し、併せて収納率向上に繋げていくなど、関係部局が連携して取り組むことが必要と考える。	
天草市		自治体では、このような相談業務について、財政的、人員的に限界がある。
長洲町	年間で受ける多重債務に関する相談は少ないが、実際にはもっと沢山の方が悩まれているのではないかと思う。また、担当年数は長いが実際対応する件数が少ないので実技が伴っておらず、自信を持った応対が難しい。	
和水町		役場の窓口では、多重債務の相談は1件もありませんでした。ただ、社会福祉協議会等で開催している「心配ごと相談」では、多重債務の相談があるかもしれません。
大津町	住民は世間体などにより、知人等がいる町役場にはほとんど相談しない。	
高森町		多重債務問題は、市町村へは相談しにくく直接消費生活センター等へ相談が行われているようである。町村担当者は相談相手を知っている場合が多いため相談できない現状である。財政状況は厳しく行財政改革をおこなっている中、ほとんど相談がないのに専任担当者等を設置するのは不可能である。
山都町		総務課財政係；経費と伴う対応については、各自治体においては困難。 総務課人事給与係；小規模町村に法的対応を含めた専門知識を有した職員の配置は養成は困難である。
多良木町		専門的な知識がないので相談業務についてはむずかしい。
水上村		本村の場合、総務課を課長を省いて3人の職員でやっております。現状的に専属職員は無理の状態です。
苓北町		小さな自治体においては、専門的知識を有する者を設置する財政的余裕がないので、国や県の応分で対応すべき

荒尾市 Q16	**多重債務相談における現状について** 多重債務者に限らず市民(消費者)は、債務整理についての簡単な仕組みさえ知らないことが多い。 債務の取立てや家族や仕事のことなどで、金銭的にも精神的にも追い詰められていることが多い。 家族や身近な人などに相談できない(相談しても拒絶される。)ため、多重債務に陥っているという事態を認識することが遅くなり事態が悪化していることが多い。 もともと、家計の管理ができていないうえに、足りなければ借りる、借りたらさらに借りて返すという悪循環をくりかえすうちに金銭面や生活面での感覚が麻痺してしまっていることが多い。 以上のように、多重債務の相談者はとても不安定な精神状態にいる場合が多く、本来の債務整理についてその必要性などを説明する前に、まずは相談者の話を丁寧に聞き、時には話の内容を整理しながら、自分の現状を把握できるまでの冷静さを取り戻させることが必要です。 そしてそのためには、ある程度充分な時間と相談を受ける者にちょっとしたカウンセリング能力があれば法的な専門知識などは全く必要ないと思います。 どうしようもない不安が解消され、冷静に自分の現状を把握することができるようになると、相談者の多くは今後の生活に向けてどうすればいいのかを具体的に考え、債務整理という解決方法に前向きに取り組もうとします。そしてその時に、債務整理の方法について法的な判断が必要であることや弁護士に依頼した場合のメリット・デメリット、自分で行う場合のメリット・デメリット、および費用等についての情報を相談者に提供する。そしてそのうえで弁護士や司法書士等の法律相談機関を紹介し債権者一覧表、家計収支表、法律相談機関の一覧表を渡す。 現在、このような流れで多重債務の相談に対応していますが、場合によっては家計管理のアドバイスのようなことや家族へ打ち明けるように促したり、他の法律相談機関へ問い合わせの電話をしたりする時もあります。 ただ、市町村の相談担当者としての基本的なスタンスとしては、他の法律相談機関を紹介するまでが業務としての限界だと考えます。もちろん相談者が多重債務に陥った経緯など、ある程度までは聴取して、その原因を本人が理解できるように促したり、解決方法に向けて前向きに取り組めるように励ましたりといろんなアプローチで相談者が解決に向けて進んでいけるようにサポートすることは、当然の責務と考えています。決して多重債務相談に対して消極的に捉えてしているわけではありません。 **多重債務相談者を交通事故や急病の患者に例えて言うと・・・** 市町村窓口は救急外来であり、その患者が重症なのか軽症なのか、合併症がないのかをまず判断しなければなりません。患者や家族に詳しく問診する、また症状などを診て、できるだけ正確な応急処置をする。 そしてそれぞれの病気や病状に応じた診療科や診療機関(外科なのか 内科なのか整形外科なのか精神科なのか)を紹介する。合併症がひどい場合は合併症の治療をしながらできるような治療方針を患者や家族と話し合う。 法律機関は、それぞれの診療科であり、専門の病院であり、患者はそこに行って、病気やケガを治すために手術をうけ、薬を飲み、リハビリをして、時には体質改善(借金を繰り返す体質からそうでない体質へ)をすることにより 少しずつ健康な体を取り戻していきます。 **多重債務相談の今後について** 前にも記述したとおり、市町村での多重債務相談には限界があります。家計管理のアドバイスや他の法律相談機関へ同行するようなことが可能な市町村は非常に限られていると思います。さらに担当者によってもその取り組み方は様々だと思うし、そこまで市町村がするべきなのかとも考えます。 なぜなら、多重債務者の多くは、早く自分の目の前からこの問題を遠くにやってしまいたいという気持ちでいっぱいなので、誰かがこの問題を解決してくれるのを切望しています。でも、誰かがその問題を簡単に引き受けて(しかも無料で)、債務が少なくなったりなくなったとしたらどうでしょう。間違いなくその人たちはまた借金を繰り返すことになるのではないでしょうか。事情はどうあれ、一度借りて返すという体質になった人たちにとって自ら苦労をせず、簡単に債務整理できるということは絶対によい方法ではないと考えます。簡単に債務整理ができることは、さらなる多重債務を生む大きな要因になると思うのです。そしてその度重なる多重債務はどんどんエスカレートして、より大きな債務となり、より大きな痛手を負う結果となるでしょう。 救急外来(市町村窓口)で応急処置をしてもらったら、次は自分で他の病院(法律相談機関)へ行き病気(多重債務)を治す。その病院(法律相談機関)では、もっと自分の病気を知り、医師(弁護士等)としっかり話をして、納得したうえで治療(債務整理)をする。患者(消費者)として、自分の病気(多重債務)と向き合い、二度と病気(多重債務)をしないようもしそうなっても重篤な状態とならないよう、健康管理(家計管理)に充分気をつけて自立した生活(消費生活)をすること。それが最終目標にならなければならないと思います。 そこで提案ですが、現在県の消費生活センターにある消費生活相談市町村ホットラインのようなシステムをどこかに設立するというのはどうでしょう。電話1～2本と、アドバイザーを設置するだけのシステムです。そして市町村の担当者はそれぞれの窓口で多重債務相談を対応する際に、ホットラインを使ってアドバイスをうけながら対応をする。また市町村の担当者に年1回程度の研修を受講する機会を設けることで、相談者の一番身近である市町村窓口において多重債務相談が迅速かつ適正に対応できるようになるのではないでしょうか。もちろんこの場合の市町村ホットラインは相談者には教えず、あくまで市町村担当者がアドバイスをうけるためのものでなければなりません。またそのシステムは現在の消費生活相談市町村ホットラインを活用するのではなく、全く別もので多重債務専門の市町村ホットラインの方がいいと思います。 そしてさらに提案すると、そのホットラインがある機関には、弁護士や司法書士との連携がとれるような体制があり、市町村窓口の相談を弁護士等に繋ぐことができる。さらに家計管理の指導もできるような機能があれば申し分ないと思います。 そしてさらに提案すれば、その機関と連携している弁護士等はそれぞれに専門分けしてあり、多重債務と女性問題、多重債務と精神的病気、多重債務と生活困窮等、複合的な多重債務相談において、より専門の弁護士等が対応できるようなものが望ましいと思います。 このようなシステムや機関があれば、市町村は今までとは比べものにならないくらい多重債務相談を受けやすいと考えます。そして相談者にとっても、自分の足を運んでそのような機関へ出向き、家計管理のアドバイスが受けられることは自立するというえでもとても画期的だと思います。何でもかんでも市町村で請け負うよりはよっぽど効果的だと思います。またその機関は弁護士等とも連携してあるという意味でも安心して相談できるし市町村としても安心して紹介ができると思います。 何より多重債務相談者においては、自分でいろんな機関に相談に出向き、その段階ごとにその機関の担当者に応援してもらいながらも、自分で問題を解決していけるというのが一番のメリットだと思うのです。 大きな施設や多くの人員を確保するのはお金もかかるし大変なことだと思いますが、このようなシステムであればそんなに多額の費用をかけずに実現できるのではないかと思います。 多重債務者は借金を払うことが最優先で、所得税や住民税、公共料金などを払っていないという場合が多々あります。そして借金のことを考えすぎたり、家族に内緒にするために必死になったりしているうちに、精神や身体の病気になったり事故にあったり、事故を起こしたり、その結果多額の医療費が発生する。多重債務問題は、当事者やその家族だけでなく社会全体においてとても大きな問題であり、税金の滞納などからも、自治体にとっても非常に甚大な損失だということはまぎれもない事実なのです。 多重債務問題は、国や県や市町村のどこかが無理をすれば解決することではないと思います。国、県、市町村それぞれが、今までの体制、今までのやり方からほんの少し、一歩だけ踏み出すこと。そしてそれは決して相談者たちをやみくもに手助けするのではなく、あくまで私たち行政は応援団として、それぞれの立場で精一杯の応援をしてあげること、それが多重債務相談の今後を明るいものに変えていくのではないかと確信しています。今後の国や県の多重債務問題対策について、非常に期待をしています。

大分県

団体名	Q16	Q18
別府市	多重債務を抱えた人に対して相談機関の周知徹底が必要。	
津久見市		プライバシーの面が多すぎ、市職員としての対応は困難性が高い。
杵築市	職員が兼務で相談業務を行っているが、多重債務問題は専門的な知識がなければ相談に乗れないと思う。	
国東市	専門的な知識不足、また、人員的に相談機関の紹介程度しかできない。	
日出町	借金問題の専門家、司法書士等による無料相談所の増加を望む。	専門的な知識を有しない職員では対応に限界があり、素早い対処ができない。

宮崎県

団体名	Q16	Q18
宮崎市		安易にお金が借りられる状況の改善(自動貸付機の撤廃)、情報の制限(財政課)特になし(人事課)
日南市	自治体で相談に応じる必要があるのか疑問を感じる。取り扱う内容の専門性を考慮すると専門機関を紹介する程度が限界に思われる。	
南郷町	一般職員が専門的な知識を有するのは困難である。相談機関を職員も知っておくべきであり、住民にも知っていただくため町の広報紙等で紹介していきたいので、情報を提供して欲しい。	小さな自治体においては、専門的職員の配置、相談者のプライバシーの保護等、問題点が多い。
野尻町		多重債務問題については国民生活を脅かす重大な問題と考えるが、救済の方法を慎重に対応して考えていかないと、モラル低下や経済低下を一層進める要因になると考える。
高鍋町	専門的な相談窓口の周知が必要	
西米良村		専門的な知識がないのでまず研修等勉強会を行ってはどうかと思います。
諸塚村		本村において現実的にこの問題が存在すると思いますが、小さな自治体では顔見知り等であってか、行政や関係機関に相談しにくい面があると考えます。
美郷町		多重債務問題の事例などの様々な情報を公開・共有し、それを活かしての広報活動や学習の場を設ける

鹿児島県

団体名	Q16	Q18
鹿屋市	多重債務相談窓口で金利引き直しのソフト等が利用できる方策の充実	
大口市		研修会等で基本的な知識を勉強したい
指宿市	幼児期からの金銭教育を取り入れる事が必要である。また人への配慮が考えられない人が増加していないように思えるので、人権教育も必要と感じる。	サラ金業者の横の連携が必要(与信問題)。又は自分のお金であっても各金融機関は50万円が限度の引出しに対して安易にカードで貸しすぎると思われる。
曽於市		多重債務に陥らない為、社会に出る前の心得として高校や大学の学校教育の中で学習を行って行くべき
いちき串木野市	自己破産をしたいと相談を受けるが、書き方がわからず自分で出来ないと言う人が多い。弁護士・司法書士に頼みたいがお金がないとも相談を受ける。裁判所の自己破産窓口で不明な点等をもっと親切に教示していただけたら、自分で申立ては出来るのではと思う。	
奄美市	約200万人が相談窓口に至っていない現状を考えると、行政において気軽に相談できる窓口を設置し、相談者を確実に法律専門家に繋げる工夫をすることが求められる。また法律専門家においては、[受任通知」によって迅速に取立てをストップし、費用については分割、過払金による清算、法律扶助制度により相談者に過剰な精神的、金銭的負担を強いることがないよう工夫をすることが必要だと思われる。	
頴娃町	地方のせいで恥ずかしいのか相談がない	
川辺町	多重債務問題は専門的知識が必要となるため、現段階では担当者では問題即解決というわけにはいかない。	

姶良町	問い合わせ件数が少なく，また，法律の専門知識が必要なため専門職となるが，財政面から配置が困難	
南大隅町	合併新町となって、多重債務に関する相談は1件も寄せられていおらず、現状での問題点は見つからない。	
南種子町	財政難と人員削減のなかで、Q15での理由をどのように解決したらよいか、相談しやすい環境をつくるにはどうしたらよいか、が問題。一番は、個人の意識の問題ではあるのだが。	
宇検村	現状では、本村において相談ありません。	
徳之島町	多重債務に関しては非常に深刻な状況であると思われる。相談しやすいように消費生活センターを設置し専門職員を配置する筆世がある。	
和泊町	小さな町でお互いが顔見知りのため，恥ずかしさが先立ち，なかなか役場担当者の方へ相談に来づらいようだ 奄美ひまわり基金法律事務所が開設されているが，沖永良部島からの相談には2泊3日を要し，費用もかさみ利用しにくいのでいい手立てはないか。	
知名町	多重債務に係る町への相談は全く無い状況です。（地域が狭いという環境のなかで、担当者とも顔見知りであることが理由のようです。） 本町の町民から多重債務に関して、県・大島消費生活相談所へ数件の相談が寄せられているようです。 消費生活に係る相談は、県・大島消費生活相談所に指導・助言をいただきながら行っている状況です。 特に多重債務に関する相談は、専門的知識が必要であることから県・大島消費生活相談所への連絡や紹介で対応することとなりますので、今後とも町の担当者を指導くださるよう要望します。	

沖縄県

団体名	Q16	Q18
那覇市	現在、収納部門及び他課相談窓口と連携し、「多重債務問題勉強会」を立ち上げた。今後、教育・福祉部門への拡充を検討していく。	
石垣市		今後、相談件数の増加が予想され、市町村の業務として行う場合、国や県からの委託金により対応したい
名護市	多重債務問題の相談が非常に多く深刻な状況にあり、これからも増えると思われる。対応策を検討する必要がある。	
沖縄市		多重債務問題相談業務について現在は「市民相談員」及び「消費生活相談員」において対応しているが、法律的専門分野については他の相談機関を紹介している。
大宜味村	本村では相談件数は少ないが、顔見知りが多く相談しづらい面はあると思うが、財政難で対応は厳しい。県や広域市町村圏事務組合で沖縄本島北部地区に相談窓口を設置してほしい。	本村では専門的な対応は厳しい。国や県で対応してもらいたい。
東村	専門的な知識を有していないので、最低限の専門的知識の向上を図る研修会が年に何回かあるとよい	
今帰仁村	多重債務問題を抱えている方はいると推測されるが、実際の相談はほとんどない。プライベートな問題であり、地域住民と役場との距離が近すぎ相談しづらい面があると思う。今後も専門的な知識を有する期間での対応が望ましい。	
嘉手納町	多重債務問題については相談や苦情がなく、実態も把握していないので何とも言えない。	
北中城村	借り手側のチェックを厳重にすること、他で借りている場合は貸さない、限度額を50万円以内とする。	金融業者の違反罰則規定の強化。違反業者は即、営業取消しとすること。
南風原町	役場の一般職員の多重債務について教育する必要がある。また、町民への講演会の開催及び学校と連携し多重債務問題教育の推進	
渡嘉敷村	多重債務問題について村の取り組みがなされていない	
座間味村	小規模村なので多重債務の情報が入ることがありますが、顔見知りのため、深く相談にのることができない。プライバシーの保護を図りつつ多重債務で困っている人を把握し、相談に繋げることができる体制の構築が必要だと思う。	
渡名喜村		専属の職員配置・臨時職員の確保等について財源的に厳しい
伊平屋村	村へは多重債務に関する相談は寄せられていない	
多良間村	小規模自治体においては、財政的・人的に負担が大きく十分な対応はできない状況である。	現状では相談はないが、今後は状況に応じ取り組んでいく必要がある。
竹富町	専門ではないので対応は難しい。また、現在のところ相談もない。	

（注）明らかに入力ミスと思われる回答については、集計時に適宜修正しました。